

令和 4 年

第 3 回美濃市議会定例会会議録

令和 4 年 6 月 6 日 開会

令和 4 年 6 月 23 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和4年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	4
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
議第37号(総務部長 額額敬久君)	6
休憩	7
再開	7
質疑	7
委員会付託省略(議第37号)	7
討論	7
議案の採決	7
議案の上程	8
議案の説明	
議第38号(総務部長 額額敬久君)	8
議第39号(民生部長(福祉事務所長) 西部睦人君)	9
議第40号(教育次長兼学校教育課長 武井由典君)	9
休憩	10
再開	10
議案の上程	10
議案の説明	
市議第2号(5番 梅村辰郎君)	10
休憩	10
再開	11
質疑	11

委員会付託省略（市議第2号）	11
討論	11
議案の採決	11
休会期間の決定	11
散会の宣告	11
会議録署名議員	12

第 2 号（6月16日）

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者	13
職務のため出席した事務局職員	14
開議の宣告	15
会議録署名議員の指名	15
議案の上程	15
質疑	15
委員会付託（議第38号から議第40号まで）	15
市政に対する一般質問	15
1 辻 文男議員	15
1. 専決処分について	16
① 特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこと（地方自治法第179条1項）とは、どんな場合が考えられるか。	
② 特に緊急を要するため議会を招集する時間として、最低何日が必要と考えるか。	
③ 通年議会への移行について、市長の考えはいかがか。	
2. 人事異動・組織改編について	20
① 組織改編はどのような手順で行われ、タイムリミットはいつと考えるか。	
② 部の設置基準はどのようなか。	
③ 今年度から部長級が1名増えたが、組織スリム化の観点では逆行しているように思われるがいかがか。	
3. JAめぐみの美濃支店跡の用地取得について	24
① 現在の状況はどのようなか。	
② 教育委員会移転に向けての計画はどのようなか。	
③ 用地取得をはじめとする教育委員会移転に必要な資金調達をどのように考え	

ているか。

- ④ 第6次総合計画、公共施設等総合管理計画と整合を図るべきと考えるがいかがか。

休憩	27
再開	27
2 松嶋哲也議員	27
1. 新型コロナワクチンの接種について	27
① 美濃市における5歳から11歳までの進捗状況と各年代の3回目接種率はどのようか。	
② ワクチン接種による副作用と後遺症に関して、相談件数とその内容及び対応できる医療機関はどのようか。	
2. 文化・芸術活動の推進について	30
① 市及び市内NPO等の文化芸術活動について、主要施設における直近3年間の事業の開催状況はどのようか。	
② 市及び市内NPO等の文化芸術活動を促進するために行う支援と取組はどのようか。	
③ 市内の伝統的な祭りや風習・文化・芸術を後世に引き継いでいくために行う支援と取組はどのようか。	
3. 美濃市健康文化交流センター駐車場について	33
① 市内でイベントが開催されたGW中の利用状況とその対応はどのようであったか。	
4. 顧問弁護士の活用について	34
① 美濃市における顧問弁護士との契約及びその活用はどのようか。	
3 須田盛也議員	35
1. 美濃市健康文化交流センターに集約された旧施設について	36
① 旧美濃市児童センター・旧老人福祉センター・グリーンプラザ小倉山の今後の予定はどのようか。	
2. 新学校給食センター建設移転に伴う現学校給食センターについて	37
① 現学校給食センターの今後の予定はどのようか。	
3. 美濃市ファミリー・サポートセンター事業について	38
① 事業の目的や内容はどのようか。	
② 直近3年間の事業実績はどのようか。	
③ 事業の充実に向けて、今後どのような取組が必要と考えているか。	
休憩	40
再開	40
4 岡部忠敏議員	40

1.	帯状疱疹ワクチンの助成について	40
	① ワクチン接種費用を助成できないか。	
5	服部光由議員	42
1.	新設される学校給食センターについて	43
	① 新学校給食センターの調理等の業務委託に関する業者選定はどのようなものか。	
	② 新学校給食センターでの「食物アレルギーに関するマニュアル」とアレルギー対応食の取組はどこまで進んだか。	
2.	長良川遊水地について	45
	① 本年に行われた横越、中有知、藍見の三会場での遊水地説明会はどのようなであったか。	
	② 今回の説明会は関係する地域の参加者のみで開催されたので、市民の誰もが参加できる説明会の開催を検討できないか。	
	③ 遊水地計画は国により100億を超える事業費となり、美濃市にとっても大きな影響が考えられるが、その概要と美濃市の基本姿勢を市民に発表すべきではないか。	
3.	有害鳥獣の農作物への被害の実態と対策について	48
	① 令和元年度から3年度の各年度において、自治会からの有害鳥獣捕獲依頼件数とその内容（農作物の種類、鳥獣の種別、被害地域）はどのようなか。	
	② 令和元年度から3年度の各年度において、自治会からの依頼に対応して捕獲した鳥獣種別とその数はどのようなか。	
	③ 美濃市の有害鳥獣被害に対する現状の対策はどのようなものか。また、今後の取組の強化についてはどのようなか。	
4.	防犯カメラの運用について	51
	① 制定された美濃市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の内容はどのようなものか。	
	② 令和4年3月定例会の一般質問の答弁では、犯罪等の抑止と行方不明者の捜査、交通事故防止のため主に主要道路に設置予定とされたが、どこまで進んだか。	
	③ 記録の保存期間を一カ月としている点は短期間過ぎるのではないか。	
	休憩	53
	再開	53
6	永田知子議員	53
1.	太陽光発電事業について	53
	① 令和元年度から令和3年度までの農地転用による太陽光発電施設設置事業の申請件数と、設置面積の年度ごとの推移、また太陽光発電施設設置を目的と	

する山林伐採の届出件数と面積の年度ごとの推移はどのようなか。

- ② 令和4年度の太陽光発電事業関連の固定資産税収入額はどのようなか。
- ③ 設置後の住民からどのような声が届いているか、安全管理上の問題は出ていないか。
- ④ 再生可能エネルギー発電事業の円滑、確実な実施に関する視点と、世界の遺産を3つもつ美濃市の環境、防災、景観保持の視点から条例策定の実施が急がれるが、その考えはあるか。

2. 新次元の地方分散による地域活性化プロジェクト事業における移住施策について59

- ① この10年で美濃市を訪れて移住に至った件数、世代、出身地の統計はどのようなか。
- ② 美濃市を訪れたが移住に至らなかった理由は何か。
- ③ ITを使えない（ホームページを見ることができない）高齢の方を対象にした施策を予定しているか。
- ④ 住まいの情報以外に住み続けるための生活関連情報を分かりやすく迅速に対応できる体制整備についての考えはあるか。
- ⑤ 委託された法人は登録と情報発信の業務以外に受け皿としての機能を持たせる考えはあるか。
- ⑥ 市民力を生かして、地域に眠る情報提供や案内役など移住者を迎える工夫について、どのように考えるか。

休会期間の決定 65

散会の宣告 65

会議録署名議員 66

第 3 号 （6月23日）

議事日程 67

本日の会議に付した事件 67

出席議員 67

欠席議員 67

説明のため出席した者 67

職務のため出席した事務局職員 68

開議の宣告 69

会議録署名議員の指名 69

議案の上程 69

委員長報告

総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君 69

民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君	69
委員長報告に対する質疑	70
討論	70
議案の採決	70
休憩	70
再開	71
議案の上程	71
議案の説明	
議第41号（総務部長 額瀨敬久君）	71
議第42号・議第43号（教育次長兼学校教育課長 武井由典君）	72
休憩	73
再開	73
質疑	73
委員会付託省略（議第41号から議第43号まで）	75
討論	75
議案の採決	76
閉会の宣告	77
市長挨拶	77
会議録署名議員	79
総務産業建設常任委員会審査報告書	80
民生教育常任委員会審査報告書	80

美濃市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和4年6月6日に令和4年第3回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和4年5月30日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、令和4年度美濃市一般会計補正予算（第3号）
- 1、令和4年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

令和 4 年 6 月 6 日

令和 4 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 6 月 6 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第37号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第38号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 5 議第39号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第40号 美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 6 までの各事件

(追加日程)

市議第 2 号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員 (1 3 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君	建 設 部 長	伊 藤 篤 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	武 井 由 典 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君	民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君

建設部参事兼
都市整備課長

島田勝美君

総務課長・
選挙管理委員会
事務局長

後藤尋明君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

柴田勝己

議会事務局
議事調査係長

内藤佳奈子

議会事務局書記

中村亘輝

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、さきに永年勤続議員の表彰がありましたので、その伝達をさせていただきます。

勤続15年の議員として、古田豊君が全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行いますので、よろしくをお願いいたします。

〔古田豊議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（柴田勝己君） ここで議会を代表しまして、議長から祝辞を申し上げます。

○議長（古田秀文君） 議会を代表しまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま古田豊議員におかれましては、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰の栄に浴され、心からお祝いを申し上げます。

古田豊議員におかれましては、長きにわたり、地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために、各般にわたり多大なる貢献を賜りました。また、議会におきましても、円滑なる議会運営のために何かと御尽力を賜りましたことに対し、心から敬意を表するものであります。

美濃市政にとりましては、新型コロナウイルスに関する対策をはじめ、様々な課題が山積しており、重要な時期であります。今後とも健康には十分御留意いただき、諸問題解決のために、さらなる御活躍をお祈り申し上げます。

最後に、このたびの受章に当たりまして心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉といたします。誠におめでとうございました。

○議会事務局長（柴田勝己君） 次に、市長から御祝辞をいただきます。

○市長（武藤鉄弘君） おはようございます。

ただいま全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰を受けられました古田議員に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げさせていただきます。

このたびの表彰は、議員として長年にわたり市政の発展、振興、市民福祉の向上、こういったことに厚く御尽力されたことが評価されたということでございます。心から深く敬意と感謝を申し上げます。

現在、美濃市を取り巻く環境は、御承知のとおり、人口減少、少子化、超高齢化社会、それに加えて、コロナ禍がさらにこれらの問題を混迷させ、依然として厳しい状況にあります。こうした時代に対応するためには、地域の知恵と力を結集して課題を克服していく必要があります。

古田議員におかれましては、今後とも豊かな知識、経験を生かされまして、御健勝で御活躍の上、市政発展のために一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。長年の議員生活、さらにこれからの御活躍を御祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせて

いただきます。誠にめでたうございました。

○**議会事務局長（柴田勝己君）**　ここで永年勤続議員表彰を受けられました古田豊議員から謝辞がございます。

○**10番（古田 豊君）**　一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から、市議会議員勤続15年の表彰を授与していただきました。こうして表彰が受けられるのも、ひとえに議員の皆様をはじめ、関係各位の御支援と御協力のたまものと心から厚く感謝申し上げます。また、ただいまは市長、議長から身に余るお言葉をいただき、高い席からではございますが、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日の受章を契機に、今日までの経験を生かし、これからもさらに研さんを重ね、市民福祉の向上と地方自治の発展のために、微力ではありますが精いっぱい頑張る所存でございます。今後とも、皆様方には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。

○**議長（古田秀文君）**　これもちまして表彰状の伝達を終わります。

市長挨拶

○**議長（古田秀文君）**　開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○**市長（武藤鉄弘君）**　本日は、令和4年第3回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には早朝より御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、市民生活の向上並びに市政進展のため、議員活動に御尽力されていることに対し、心より感謝を申し上げます。

昨今の市民を取り巻く情勢といたしましては、長引くコロナ禍並びにロシアによるウクライナへの侵攻に伴う物価の高騰等により、市民の日常生活に大きな影響を及ぼしております。このため、今回の定例会には、一般会計補正予算2件を提出し、市民や市内事業者を支援し、市民を守り、市内経済を維持していくために早期に実施していくことが必要な市民生活に直結するものを中心に計上しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内においてはゴールデンウイーク明けの直後は新規感染者が増加しましたが、5月中旬以降は減少傾向となったものの、依然として高い感染水準で推移している状況であります。県内の総感染者数は10万人を超え、市内においては総感染者数は700人を超え、3名の方がお亡くなりになっております。また、ワクチンの接種状況は3回目の接種率としましては、6月3日現在で65歳以上人口の93.2%、64歳以下人口の61.5%となっております、若年層の接種が低い状況にあります。全体の接種では74.2%となっております。

一方、国及び県におきましては、感染防止と社会経済活動の両立を図るため、いろいろな取組が進められております。このような状況の中、本市におきましても長引くコロナ禍や世

界情勢の影響による止まらない原油価格・物価高騰から市民負担の軽減を図る給付金事業やキャッシュレスポイント還元事業など、また子育てを支援する給付金事業や学校給食賄費支援事業、飲食サービス業、宿泊業、商店、運送業などの市内事業者を対象としたウイズコロナ、アフターコロナに向けた市内経済活動を支援する感染症対策消耗品購入支援事業、運送事業者等支援事業などを実施し、今回の予算に計上しているところでございます。このほかにも、住宅購入を促進するための支援、あるいは滞在型観光事業にも取り組んでいくこととしております。

次に、子育て世代を支援するということで、3歳未満児の保育支援事業についても経済的負担の軽減を図り、少子化対策を進めることとしております。この少子化対策事業につきましては、私の選挙公約にございましたように、未満児の保育料の無償化に向けての取組の一環として取り組んでおるところでございます。

また近々、テレビ、新聞等々で話題になっておりますけれども、SDGs、DX（デジタルトランスフォーメーション）、カーボンニュートラル、こういったものを推進する経費や事業などを計上しておるところでございます。

最後になりますが、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種につきましては、7月上旬からの実施に向け、現在準備を進めているところでございます。また、若い世代の方の接種につきましては依然として低調であることから、若い皆様にはワクチンの有効性と安全性を御理解いただき、3回目までの接種に御協力いただくとともに、基本的感染対策の徹底と飲食等における感染対策を継続していただきますようお願いを申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、一般会計補正予算2件、介護保険特別会計補正予算1件、条例改正が1件の合計4件であります。内容につきましては、それぞれ担当部長から御説明をさせていただきます。多くの内容が早期に実施する必要が求められておる事業でありますので、慎重な御審議を賜る中で適切な御判断をいただきますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（古田秀文君） ただいまから令和4年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時14分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田秀文君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長から、さきに配付した報第2号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告、報第3号、地方自治法第243条の3第2項の規定による美濃市土地開

発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

また、報第4号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（古田秀文君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間と決定いたしました。

第3 議第37号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 日程第3、議第37号についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第37号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第37号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,866万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を100億4,613万4,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は779万7,000円を増額し、補正後の額を11億3,796万7,000円とするもので、内訳はマイナンバーカードの普及を促進するため、マイナポイント申込みの出張窓口設置業務を委託する企画事務経費179万7,000円、マイナンバーカードの交付事務を委託する住民基

本台帳ネットワーク関係経費600万円で、財源は個人番号カード交付事務費補助金等の国県支出金779万7,000円でございます。

3款 民生費は9,086万7,000円を増額し、33億5,812万2,000円とするものでございます。

内訳は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、真に生活に困っている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に6,807万3,000円、低所得の独り親世帯等を支援するため、児童1人当たり一律5万円を支給する低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に計2,279万4,000円で、財源は全て国県支出金でございます。

5ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で議第37号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（古田秀文君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第37号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第37号は原案のとおり可決いたしま

した。

第4 議第38号から第6 議第40号まで（提案説明）

○議長（古田秀文君） 日程第4、議第38号から日程第6、議第40号までの3案件についてを一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第38号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第38号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集12ページをお開きください。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業実施のほか、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,072万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を101億8,685万8,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、15ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は158万7,000円を増額し、11億3,955万4,000円とするものでございます。

内訳は、SDGs推進協議会委員報償費等の企画事務経費58万7,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

3款 民生費は2,505万3,000円を増額し、33億8,317万5,000円とするものでございます。

内訳は、3歳未満児の保育料を助成する子ども子育て3歳未満児保育支援事業1,773万円、児童福祉事務経費で令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金の精算返還金732万3,000円で、財源は国県支出金1,773万円、一般財源732万3,000円を増額するものでございます。

6款 農林水産業費は665万9,000円を増額し、4億3,396万8,000円とするものでございます。

内訳は、農道測量設計業務を委託する市単土地改良事業605万9,000円、ため池を整備する県単土地改良事業60万円で、財源は国県支出金30万円、所有者分担金のその他財源が48万4,000円、一般財源587万5,000円を増額するものでございます。

7款 商工費は5,813万円を増額し、4億8,363万6,000円とするものでございます。

内訳は、住宅用太陽光発電設備等設置補助経費663万円、キャッシュレスポイント還元事業3,000万円、誘客イベント等消費喚起促進事業700万円などで、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国県支出金5,813万円を増額するものでございます。

8款 土木費は3,300万円を増額し、15億5,932万8,000円とするものでございます。

内訳は、市内で住宅を新築等する者に補助金を交付する物価高騰緩和対策住宅新築等支援事業3,300万円で、財源は全て国県支出金でございます。

10款 教育費は1,629万5,000円を増額し、10億4,271万3,000円とするものでございます。

内訳は、物価高騰による学校給食材料費の一部を市が負担する学校給食賄経費909万円などで、財源は国県支出金909万円、一般財源720万5,000円を増額するものでございます。

以上、今回の補正総額は1億4,072万4,000円の増額で、財源は国県支出金1億1,825万円、その他財源が48万4,000円、一般財源2,199万円をそれぞれ増額するものでございます。

16ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第38号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田秀文君） 次に、議第39号について、民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第39号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の24ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、補正後の総額を21億1,312万3,000円とするものでございます。

26ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の6款 諸支出金に1,000万円を増額するもので、令和3年度介護給付費等交付金のうち、社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う償還金でございます。財源内訳はその他財源で、全て繰越金でございます。

27ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第39号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（古田秀文君） 次に、議第40号について、教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第40号 美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の29ページをお開きください。

内容につきましては、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明させていただきますので、説明資料の1ページを併せてお開きください。

改正の趣旨は、美濃市学校給食センターの移転移築に伴う改正です。

改正内容は、美濃市学校給食センターの所在地を「美濃市生櫛1557番地1」から、「美濃市前野752番地1」に変更するものです。

また、施行期日は令和4年8月1日と定めています。

なお、条例新旧対照表につきましては、赤スタンプ2番、説明資料の2ページを御参照く

ださい。

以上で議第40号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古田秀文君） 以上で3案件の説明は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第2号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 市議第2号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第2号について、5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま追加上程されました市議第2号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、議案集の1ページと赤スタンプ4、説明資料の1ページを御覧ください。

説明は、赤スタンプ4の1ページの概要により御説明いたします。

改正の趣旨は、美濃市内部組織設置条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、2ページを御覧ください。

第2条におきまして、総務産業建設常任委員会の所管に属する事項のうち、「秘書課」の所管に属する事項を「市長公室」の所管に属する事項に改めるものであります。

施行期日は公布の日としております。

以上で市議第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から6月15日までの9日間休会いたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から6月15日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月8日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（古田秀文君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月16日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午前10時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月6日

美濃市議会議長 古 田 秀 文

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

令和 4 年 6 月 16 日

令和 4 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 6 月 16 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 38 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第 39 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 40 号 美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 5 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 5 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君	民生部長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産業振興部長	永 田 幸 泰 君	建 設 部 長	伊 藤 篤 君
会計管理者兼 会計課長	篠 田 博 史 君	教育次長兼 学校教育課長	武 井 由 典 君
美濃病院事務局長	林 信 一 君	民生部参事兼 保健センター所長	辻 幸 子 君
建設部参事兼 都市整備課長	島 田 勝 美 君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局 長	後 藤 尋 明 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 柴田勝己

議会事務局書記 中村亘輝

議会事務局
議事調査係長

内藤佳奈子

開議の宣告

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開議 午前10時00分

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 議第38号から第4 議第40号まで（質疑）

○議長（古田秀文君） 日程第2、議第38号から日程第4、議第40号までの3案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

議第38号から議第40号までの3案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は6月20日午前10時から、民生教育常任委員会は6月21日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

第5 市政に対する一般質問

○議長（古田秀文君） 日程第5、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

私は発言通告に従いまして、一般質問を一問一答にて、専決処分について、人事異動・組織改編について、JAめぐみの美濃支店跡の用地取得についての3点の一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、専決処分についてでございます。

令和4年の第1回定例会の最終日に、年度末に定期的に行われている人事異動内示とともに記者発表が行われ、翌日の朝刊には、美濃市は23日、総勢90人の人事異動（4月1日付）を発表した。第6次総合計画の本格始動、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進に向け、担当部署の設置や市全体の組織強化を図った。異動の内訳は、部長級5人、課長級8人、課長補佐級20人、係長級23人など。新たに市長の意向を各部署に伝達する目的で市長公室長（部長級）を配置し、庁舎内の情報共有を円滑にすると報道されました。

しかし、新規の組織として市長公室の設置には条例改正の議決を得る手続が行われておらず、この時点では条例に抵触しているというような状況にありました。

その後、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分として5月11日の第2回臨時会において同条第3項の規定によって報告され、賛成多数で承認されたのは御承知のとおりでございます。

さきの臨時会におけるこの専決承認事案に対して、本来行政運営に関する組織の編成においては条例に基づいた議決による改正が行われるべきとの観点から、私は反対討論を行いました。専決承認賛成多数で条例が守られていないという瑕疵そのものが治癒されました。

専決処分は、地方自治法第179条で市長に与えられた権限ではありますが、濫用を防止する観点から第1項を規定し、第3項では直近の本会議場で承認を得ることを規定しています。また、同法の第180条では、議会の委任による専決処分を規定し、本市においても専決処分事項を指定しています。

このように、専決処分は行政運用上やむを得ない場合にのみ適用するが、濫用を避けるために地方自治法で規定している、どちらかといえば例外的な議事決定の方法と言えるものだと考えております。

私もそうですけれども、議会としても、当事者の市長としても専決処分を容認しているとは思いません。できることなら専決処分は行われたいほうがよいと思います。自治法に規定されている条件を満たすものであっても、全て納得できる状況の下で行われるべきものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、今後も起こり得る専決処分について、武藤市長の地方自治法第179条第1項の規定についての解釈と行使する基準について、議会と共有し、双方納得の上で行使すべき、こういった観点から、中項目3点についてただしたいと思っております。答弁は市長に求めます。

専決処分が行われるときに引用されるのは、ほとんどの場合、地方自治法第179条第1項の規定によりとされます。この第1項の規定は、後半のただし書を除けば、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において

議決すべき事件を議決しないとき、このときには当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。こんなふうに規定をされています。

この第1項の中の3番目、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、これに該当する引用であると推察されます。

最初の質問は、この地方自治法第179条第1項で規定されている、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこととは、どんな場合が考えられるのか、市長に答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、辻議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、市長の専決処分ということの御質問でございました。

我々行政としましては、通常、地方自治法というものに基づいて事務事業を執行するのでありますけれども、その解釈等で困ったときには逐条解説という本が出ておりますので、こんな分厚い本でありますけれども、この本を読みながら、それを中心に考えてどうするのかと、こういう対応をしておるところでございます。

そこで、今回の専決処分のことについて、地方自治法の逐条解説書によりますと、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとはどういうことかということが記載されておりまして、この場合は、絶対に議会の議決または決定を得ることが不可能な場合ではないが、当該事件が特に緊急を要し、議会を招集してその議決を経ている間に、その時期を失するような場合である。議会の招集は、原則として開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までに告示しなければならないが、緊急を要するときは必ずしもこの告示期間を置くことを要しない。しかし、いかなる場合においても、常に少なくとも全ての議員が開会までに参集し得る時間的余裕を置いて告示しなければならないものである。そうした時間的余裕を置いたのでは時期を失うことが明らかであると認められるときである。この認定は、普通地方公共団体の長が行うものであるが、いわゆる自由裁量ではなく、羈束裁量に該当するものであって、長の認定には客観性がなければならないとされておりまして、この逐条解説に基づきながら実施をしているというふうに認識をしております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 今、逐条解説のとおりであるというような形で認識を示されたわけですが、私は、この質問では専決処分について市長の見解を伺うことを主眼としておりましたので、例えば事例提示なんかをしていただければいいかなあというふうに思っていましたけれども、法解釈の答弁ということで終わってしまったのはちょっと残念だと思いました。

今までの専決処分を例に挙げながら、私も実はこの質問をするに当たって、コロナの始まった令和2年、3年、本年度までの専決処分の事案をちょっと列挙した資料を持っておりますけれども、その中の例を挙げるとするならば、例えば年度末の国の法改正に伴う美濃市のいろんな条例の一部を改正する条例などについては、専決された案件というのは容易に推察ができます。年度末を控えて、条項の名称を変えたり、番号ずれを直したりとか、こういったことが主だったというふうに思っておりますが、また施策を実施するに当たって制度の設計や準備期間を最短で行ってもなおかつ議会を招集するいとまがないと、こう判断せざるを得ない場合で、特に新型コロナウイルス感染症に係る給付金支給や飲食関係事業者への救済、独り親などの困窮世帯への補助などについての施策に適用された場合、こんなふうかなあというふうに理解をしているところであります。

次に、2つ目の質問に入りたいと思いますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間として、最低何日が必要と考えるかということについて、先ほどもちょっと逐条解説の中で若干述べられた部分もあるかと思いますが、改めてちょっと提出してありました質問ですので、答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2つ目の特に緊急を要するときの最低何日が必要かという御質問でございますけれども、先ほどの地方自治法の179条ということでの質問にもお答えさせていただきましたけれども、特定の期間を定めるものではなく、個々の事案が、先ほど申し上げました議決を経て執行することでその時期を逸する場合に当たるかどうかで判断するものと認識をしております。本市では、議会の招集につきましては、地方自治法の規定に従い、開会の7日前までに行っておりますけれども、本市の慣例といたしまして、議会運営委員会及び全員協議会の開催と、こういったことも必要になっておりますので、その周知を行うとなりますと、これより以前に行っていくことから、実際には14日程度の期間を要しているということでございまして、今回の事案そのものが大きく市政運営等に影響したのかとなりますと、私はそうは思っておりませんので、緊急性があるというふうには思っておりません。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） ここでもちょっと論点がずれている部分があるのかなあという認識を持たざるを得ないと思っております。

私の場合は、そういった告知して招集するまでの時間というのは、逐条解説等も含めて一応理解はしているつもりですが、特にここでは緊急を要するための最低何日というような形でお聞きしたかったんですけれども、それを守りながらやっているという、こういうことでした。

私も議会招集と議員を集めるということ、これは大いに違うんだと、ここは理解しているつもりでございます。

ただ、議会招集告示をかける場合には、もう既に議案ができているのが通常と考え、そう

すると告示日と招集日には最低二、三日あれば可能なんじゃないかなというふうにも逆に考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

議会の招集ではありませんけれども、新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の報告会の招集などについては、開催を告知される前の日の夕刻であっても、明日4時からやりますので、集まれる方は集まってくださいというようなこういう連絡が来て、ほとんどの開催日において全ての議員が参加している状況、これが通常であるというふうに考えても、通常要している期間を必要日数とする答弁にしてはちょっと釈然としないところがあります。

しかし、これは市長の見解ですので、ここではそれを受け止めるという形でしたいと思っております。

問題は、そこを争点にしているつもりはありませんので、3つ目の質問をしたいと思いません。

地方自治法第102条の2、通年の会期の第1項では、普通地方公共団体の議会は、前条の規定に関わらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年条例で定める日から翌年の当該日までの前日までを会期とすることができる。いわゆる通年議会を規定しています。

令和3年4月1日現在の総務省データによりますと、栃木、三重、滋賀の3県と都内の3区、あと全国的に39市と66町村が通年議会を採用しています。

全国的に見てもまだまだ採用している自治体はごく僅かと言えます。通年議会にもメリット・デメリットがありますが、メリットの一つとして、専決処分がほぼなくなるということが上げられています。

武藤市長は、この通年議会への移行について、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 議会の定例的に開くものなのか通年でいくのかと、こういうことでございますけれども、本市の議会の開催は、御承知のとおり年4回の定例会ということと、また1回の臨時会ということで5回開催をしておるところであります。平均的な回数となっているところがございますけれども、この状況の運用で現状は十分議論がなされておりまして、市民生活に著しい影響を与えているというふうに認識はしておりません。

したがって、現在のところ、私としては、通年議会への移行ということは必要ではないというふうに考えております。

なお、市民生活に著しい影響を与えるようなことで、かつ緊急を要するものにつきましては、その都度臨時議会を招集させていただきまして議論をする中で正しい市民生活の向上に努めていきたいと、こんな思いでございます。また、議会より臨時会の招集請求というものも規則にございますので、そういった場合は、議会のほうから積極的に開催してほしいということの提案も受けてまいりたいと思っておりますので、それで十分対応できるのではなかろうかと、こんなふうに考えております。

[9 番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 9 番 辻文男君。

○9 番（辻 文男君） すごく前向きというか、考え方もよく理解させていただきました。

通年議会は、専決処分に対するメリットはありますけれども、解決すべき課題もたくさんあるということで、なかなか進んでいかないと、こんなことで市長の答弁は十分理解できております。

今回のこの質問の趣旨は、法第179条第2項の拡大解釈による専決処分濫用にならないように、議会と共に専決処分執行の要件を共通認識として理解したいという、こういう点でございました。今までの市長の説明の中と私の若干の話の中で、こういったことはある程度すり合わせができてきているんじゃないかなというふうに思っておりますし、今、市長が最後のほうにおっしゃいました、また協議という部分をこれから大いに期待したいところだと思っております。

そういう意味で、市長の見解はおおむね理解できたというふうに思っております。

私も一昨年には議長職というものを経験させていただきましたので、議会の招集や議会運営委員会の機能や役割は承知をしているつもりであります。案件によっては、緊急議決を要するものがあることも承知をしております。

現議長の見解も伺いました。議長も専決を要する案件については、できるだけ臨時会招集による議決を優先する協議をぜひお願いしたいと、そのために議会としても臨時会招集に向けてできる限りの協力をする、こんなふうな考えを示していただいております。よかったですね。

○議長（古田秀文君） はい。

○9 番（辻 文男君） 改めて、今、市長もおっしゃいましたような専決を要する案件については、できるだけ臨時会招集による議決を優先する協議、これをぜひお願いしたいということを要望してこの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは2つ目、人事異動・組織改編についての質問に移りたいと思います。

最初の質問でも述べましたけれども、令和4年の庁内人事異動の新聞報道では、部長級の異動に教育長が教育次長を兼務するという掲載がありました。

しかし、後に、教育長は地方公共団体の常勤職員は兼職できないとしている地方教育行政法第6条、兼職の禁止に抵触するものとして教育長の教育次長兼務を取り消して、学校教育課長が教育次長を兼務するという人事異動が発表されました。

また、組織改編でも新たに市長公室の設置を公式発表しましたが、条例改正の議決を経ない状況での発表であったために、5月臨時会において市長専決処分として承認を求めた結果、議会の賛成多数で承認したことから条例に抵触した瑕疵が治癒され、合法に措置されたものと議会が認めたことになりました。

私は今回のこれら一連の事案について、法遵守とともに条例・規則に従って業務を進める手順を確認し、再発防止を職員各位が強く認識すべきであると強く感じたところであります。

このような観点から、市長公室長にただし、答弁を求めますので、よろしく申し上げます。

人事異動は年度末に定期的に行われるのが常とっておりますが、人事優先ではなく、業務効率や目標達成のために構築された機構・組織に基づいて行われるものであります。

そこで最初の質問ですが、組織改編はどのような手順で行われ、人事異動への影響も考慮した場合、タイムリミットはいつと考えるのかを答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 市長公室長 井上博司君。

○市長公室長兼秘書課長（井上博司君） おはようございます。

それでは、辻議員からの御質問の1点目について御答弁をさせていただきます。

組織改編については、条例に基づいて実施することとしておりますが、行政の運営上必要とした場合、国や県などによる新たな制度などを適切に処理する必要がある場合、また市民ニーズに応じていくためや市民に分かりやすい組織としていく場合などに行うこととなります。

この数年の改編では、平成27年度から本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、美濃和紙を市内外に広く周知すること並びに本市の観光資源として活用され、美濃和紙を中心に観光施策が行われてきたことから、観光課を美濃和紙推進課に改編をいたしました。

また、国においてこども庁の設置が検討され、令和5年度に創設されるこども家庭庁を先取りする形で子供福祉の向上を図るため、令和3年度に健康福祉課を福祉子ども課と高齢福祉保険課の2課に改編したところでございます。

なお、SDGs、デジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルなど、近々の課題に対応していく必要がありますが、現状の職員数では組織を増やすことはできないことや職員の増員も難しいことから、既存の課の職員を担当者に任命し、推進していくこととしております。

次に、タイムリミットについてであります。その都度改編の必要性に応じて検討していくこととなりますので、特にタイムリミットは設定しておりませんが、国や県などの新たな制度などにより事前に必要性が判明した場合や、市民に一定期間の周知が必要な場合などは早期に検討していくこととなります。人事上では、直前まで職員の様子や人数を見極めながら組織全体を考え、そのときの状況により必要性を判断し、実施することとしております。

したがいまして、改編を必要としたときの状況などによって違ってくるものと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 組織改編の手順については、改編が必要な場合と過去の改編の事例を挙げていただいて、大変分かりやすく答弁をしていただきました。

また、職員の数や国や県の制度による改編を視野に入れた場合には、ぎりぎりまで検討を続けて結論に至るといふ、そういう過程は十分理解をさせていただきました。

しかし、公式発表するまでにやはり必要な手続もある。例えば議決を得るとか、条例改正するとかというそういった部分ですけれども、これについても時間行程に組み入れて、そうして検討していくんだという、ここの重要性も十分考慮していただきたいというふうに思います。

ということで2つ目の質問に移っていきたいと思います。

組織構成としては、美濃市内部組織設置条例や美濃市行政組織規則でも定められているように、部の設置、課及び係の設置、分掌事務が定められています。

部の設置基準はどのようなか、これについて答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 市長公室長 井上博司君。

○市長公室長兼秘書課長（井上博司君） 2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

内部組織の編成については、地方自治法第158条第1項の規定により、地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるとし、設置する内部組織等を条例で定めるものとされており。本市においても、内部組織設置条例により部等を設置しております。

また、同条第2項では、内部組織の編成に当たっては、当該地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分に配慮しなければならないと規定しており、これが設置の基準になるものと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 地方自治法第158条第1項の規定を設置基準と考えているという、そういう答弁でした。

私もこの質問に当たって第158条の第1項、2項も参照させていただきました。逐条解説の中には、平成15年7月17日、総務省の通知に、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来の在り方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとされたい、こんなふうにありますので、これからの改編に期待したいというふうに思っております。

3番目の質問になります。

今年度は、市長公室が新たに設置され、部長級のポストが1つ増えたことになりました。

行財政改革の一つとして、職員数の減少、あるいは部、課の統廃合が進められてきましたが、今年度の組織改編と人事異動ではスリム化されるのではなく、逆に増えるというような結果になりました。

これは今までの流れに逆行しているような感じに思われるんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 市長公室長 井上博司君。

○市長公室長兼秘書課長（井上博司君） 3点目の御質問にお答えさせていただきます。

部長等の任命については、過去及び現在において、部長級職員として部長以外に参事を任命しており、従来から職員の処遇に関することでもあると考えております。

実際に10年前の平成24年度まで遡ってみますと、医療職を除く部長級の職員数を見ると、平成25年度が12人で最も多く、また同様に管理職の職員が最も多い年度も平成25年度で26人となっております。本年度の部長級職員は11人、管理職は24人であります。このような数値からも、一概に役職の増減が組織のスリム化とは関係ないものと考えております。

組織のスリム化の観点では、1点目の御質問で御答弁させていただきましたとおり、令和3年度に民生部の健康福祉課を福祉子ども課と高齢福祉保険課の2課に改編しましたが、課長級の職員を増やさないために教育委員会の教育次長と教育総務課長を兼務といたしました。また、SDGsやカーボンニュートラルなどの取組に対する担当課も設置せず、総合政策課長及び市民生活課長を担当課長としております。

このほかにも、平成28年度には選挙管理委員会事務局を総務課と兼務させ、事務局長を総務部長と兼任とし、令和元年度は議会事務局に監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の業務を兼ねることとし、当時の課長級職員である議会事務局主幹に事務局長及び各委員会書記長を任命しております。

このような兼務や兼任による配置により、組織を肥大化させないように努めているところであります。

今年度、部を増やしましたが、部長が課長を兼務しておりますので、組織のスリム化の逆行になっているとは考えておりません。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 部長が課長を兼務したことで組織スリム化の逆行になっているとは考えないという、こういう考え方、それから兼務や兼任による配置によって組織を肥大化させないように努めている、一概に役職の増減が組織のスリム化とは関係がないと考えている、そんな答弁だったというふうに受け止めました。

組織の改編や人事異動は、業務推進において指示命令系統が迅速かつ効率的に行われるための成果を求める手段でありますから、この点を最上位において進められるべきであるということに改めて認識をしたところであります。

ちょっと質問から外れた要望になりますけれども、先ほどの答弁の中に議会事務局と監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の管理職の兼務ということがありました。前は次長が兼務してみえたんですけども、昨年からは局長が兼務するようになった。このことについては、私は業務の性格と職員の所属の観点から考えても、これが合理的、効果的とは考えられません。一回これは再考していただく必要があるんじゃないかなということを提案させていただいておきます。

管理職はもちろん、全ての職員の皆さんは条例や規則など様々な決め事にのっとなって業務

に従事をしていることを常に念頭に置いて職務に励んでいただきたい。この質問を通じて再確認、再認識していただくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

それでは、3番目の質問に入ります。

J Aめぐみの美濃支店跡の用地取得についてであります。

5月中旬から下旬にかけて、J Aめぐみの美濃支店跡地の用地取得を目指して美濃市とJ Aめぐみのとの間で協議が進んでおり、本年9月頃をめどに契約に至る模様とする、そういった新聞記事が掲載されました。

私たちは寝耳に水みたいな感じでこれを見たわけですがけれども、これから契約に向けて佳境に入るといふふうに考えられますけれども、用地取得に伴う教育委員会の移転、それから公共施設管理計画に基づく計画との整合や資金計画、今後の建設計画等についてはやはり議会で明確にして、方向性を双方理解の下で進めるべきと考えております。

公共施設については、現在建設中で今年の秋には営業を始める新給食センターを皮切りに、本年度中に隣保館の建設も決まっております。基本構想策定に取りかかっている地域の防災拠点としての新体育館に加えて、新規にまた教育委員会の移転ということになると、財政面の今後を見据えた資金計画をしっかりと検討する必要があるというふうに考えております。

そこで、現在の進捗状況を確認し、これからの用地取得に向けて対応すべきと考えられる点などについて、総務部長に答弁を求めます。

最初に、用地取得に向けての現在の状況はどんなふうなのか、答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、辻議員の3点目の御質問、J Aめぐみの美濃支店跡地の用地取得についての1つ目、現在の状況はどのようかについてお答えをさせていただきます。

支店の統廃合により閉鎖となりましたJ Aめぐみの美濃支店跡地につきましては、美濃市役所本庁舎に隣接しており、本庁舎と一体的な活用ができることから、現在用地取得に向け協議を行っておるところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 交渉中であるということの答弁ですので、今後注目して推移を見守っていくしかないなあというふうに思いますが、これからの交渉の中で、特にこの跡地ということなので、既存の建物、既存建築物の基礎コンクリートだとか地中埋設物、こういったものの撤去はしっかり確認をしておく必要があるのかなあと、更地という形で仮に取得をしても、後々これにまたさらに手を加えないと次の工程に進まない、こんなようなことになってはせっかく取得したものの価値がまた減ることになりますので、今後の工事費の算出に大きな影響を与える要素ともなりますので、しっかり検討して交渉を進めていただきたいというふうに思っております。

2つ目の質問になります。

新聞記事によりますと、教育委員会を現在の場所からこのJAめぐみの美濃支店跡地に移転する計画が進められているというふうにあります。この教育委員会移転に向けての計画はどのようなのか、これについて答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

市には老朽化が進んでいる施設が多くございますが、教育委員会が入る分庁舎はそれが著しく、その対応について検討しているところでございます。

JAめぐみの美濃支店跡地への移転については、本庁舎と一体的な活用ができることや、市民の利便性の向上にもつながることから、当該用地の効率的な活用策の一つとして考えておりますが、明確な移転の時期や規模等については未定でございます。

また、本庁舎も手狭になっておりますので、併せて検討してきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 教育委員会の分庁舎は老朽化が著しいので対応検討していると、こういうことで取得予定地の用地の活用については、現状は未定でこれから本庁舎の活用も併せて検討していく、こういった答弁だというふうに理解をしました。

いろいろ多角的に将来広がる要素を十分持ってみえるということなので、ここについては用地取得の、これは用地取得は当然最優先されると思いますけれども、その後についてはやっぱりそういった視野を広くして、大いに検討して進めていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問に移りたいと思います。

現在の状況は、先ほど申しましたように、用地取得をメインというふうに考えられているということをお答えいただいております。

現在の本庁舎との地形、土地の高低差を考えると、これはいろんな部分で施設の設計も工事費に大きな影響を与える要素が十分想定されるというふうに思います。本年度の予算に用地の取得費というのは当然計上されておきませんので、購入が決定するとなると、土地開発基金、今1億5,000万ぐらいあるんですかね、これが活用されて、一般会計予算による来年度、もしくは当該年度中の買戻しというようなことが想定されると思います。

分庁舎の設計費、建築費とともに、現分庁舎の解体費、これとともに事務用品や資機材、ましてや文化財関係のこういった各種もろもろの移転費用も必要になるということで、これは綿密な資金調達計画をしないとなかなか難しい、こういった部分で移転には大きな資金の調達が必要だと考えます。こういった必要な資金調達をどのように考えているのかについて答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、3点目の御質問、資金調達をどのように考えているのかについてお答えをさせていただきます。

当該用地の取得につきましては、JAめぐみのとの協議が調い次第、ただいま議員からも御指摘がありましたように、土地開発基金を活用して購入することとしておりますが、その後の建設費等の資金調達に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、明確な時期や規模等が未定でありますので、今後活用方針に併せて検討してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 取りあえず用地取得には土地開発基金を活用して、今後については計画や方針と併せて資金調達を検討していくということだと思います。資金調達には有利な補助金活用はもちろんですけれども、返済計画も十分に検討していただきたいと思います。

新給食センターは返済計画、それから地域の防災拠点として建設を検討中の体育館はこれから資金調達と返済計画、緊急時対応の財政調整基金残高の確保など、将来の美濃市を担う若者たちに過度な負担を強いることにならないような検討をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。

昨年度から第6次総合計画に基づく行政運営が始まりましたが、教育委員会の移転や分庁舎の在り方についての計画はここにはありませんでした。

また、平成29年3月に策定された公共施設等総合管理計画では、更新費用シミュレーションの条件の項で、建設系施設では今後新たな建設は行わないという試算条件が明示されていたり、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、社会経済情勢の変化に応じ、適宜見直しを行い、財産管理を所管する部署を中心とした全庁的な取組体制を構築し、各施設の所管部署との連絡調整を図りながら進めると述べられています。

また、個別施設計画などの策定に当たっては、議会や住民との協議を重ね、状況の変化等があった場合には、公共施設等管理計画の見直しを行うとも記載されています。

こうしたことを踏まえると、第6次総合計画、あるいは公共施設等管理計画を見直すなど、今後の計画と整合を図るべきと考えますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 4点目の御質問、第6次総合計画等との整合を図るべきではないかについてお答えをいたします。

第6次総合計画との整合性につきましては、用地を取得した後に定める明確な活用方針が当然第6次総合計画に示す基本理念、目指すべき将来都市像、基本目標に沿ったものでなければならないと考えております。

また、公共施設総合管理計画につきましては、現状に即した内容となるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 第6次総合計画に沿いつつ、公共施設等総合管理計画の見直しを図っていく、こうした答弁には心強く思いました。

ある日突然、こんなになりましたと示されるということではなく、今こうした形で将来的な部分についても見解を明らかにしていただいたということは大変よかったなあというふうに思っております。

今回の一連の質問の柱には、こうした決められたことや決めなければならないことを常に念頭に置いて業務に励むことの大切さを再認識することでもあり、最後にこうして前向きに取り組まれるということを明確にさせていただけたことに感謝をして、今後に期待したいと思っております。

なかなか終息が見込めないコロナ禍でもあり、財政状況の動向に予測が困難な今の時期に箱物構築に取り組むにはかなり綿密な資金調達、返済計画とともに、規模、構造ややがて取り組まなければならない本庁舎の老朽化問題も絡めると、目先の用地調達だけを見てはいけない、そんなことは十分認識させていただけたんじゃないかなあというふうに思います。

しっかりした検討委員会を一刻も早く立ち上げて進んでいくべきと、こんなことを提言してこの質問とともに私の一般質問を終わりたいと思っております。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は通告に従い、一問一答形式で、1点目、新型コロナワクチン接種について2つの質問を民生部参事に、2点目、文化・芸術活動の推進について3つの質問を教育次長に、3点目、美濃市健康文化交流センター駐車場について1つの質問を民生部長に、4点目、顧問弁護士の活用について1つの質問を総務部長にいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の新型コロナワクチンの接種について、民生部参事への質問です。

新型コロナウイルス感染症の国内発症から2年半が過ぎ、累計感染者数は900万人を超えております。国内の新規感染者は減少傾向にあるものの、1日1万人前後で推移しています。

新型コロナウイルス感染症への対策としては、検査による予防、治療薬による早期治療等がありますが、やはりワクチンの接種が有効であると考えられております。

しかしながら、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種率は60.2%で、若者の接種が依然として伸び悩んでいます。若者が3回目のワクチン接種を受けない理由として、これまで2回ワクチンを接種して熱を出したとか、その後も調子が悪いという方がいるわけです。にもかかわらず、それに対して政府が何の補償もしていないとの分析があります。さらに、コロナ感染症がオミクロン株に置き換わってからは、症状が軽いということが分かってきて、

ワクチンを打って強い副作用に耐えなければいけないぐらいなら、3回目ワクチンを打つのをやめようかという方が多いのではないかとされておりまして。

また、5歳から11歳の子供を対象にしたワクチン接種は、3月から本格化しています。公表されたワクチン接種記録システムの集計によりますと、対象となるおよそ741万人のうち、1回目接種を終えた子供は全国で合わせて123万人で接種率は16.6%となっています。また、2回目の接種を受けた子供は103万人で接種率は14.0%です。

最近の新規感染者数のうち、10歳未満の子供がおよそ20%を占め、各年代別の割合が最も高くなっています。しかしながら、子供のワクチン接種率は非常に低いのが現状です。

そこで質問です。

全国的にはこのような状況下、新型コロナワクチン接種について、美濃市における5歳から11歳までの進捗状況と各年代の3回目接種率はどのようなか、民生部参事にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの松嶋議員の御質問の小児のワクチン接種についてですが、小児のワクチン接種については、対象者は美濃市内で約1,000人となっております。この小児のワクチン接種ですけれども、努力義務ということで希望者による接種というふうになっておりますけれども、予防接種の投与方法、副反応について、また接種後の注意点などを記した説明書を同封し、対象者全員の方に接種券を送付しておりますが、現在までに220の方が2回接種を完了し、接種率は約22%と非常に低迷しております。ホームページや安心メール等でも周知しておりますけれども、新たな希望者の問合せもないのが現状でございます。

次に、各年代別の3回目接種率についてのお尋ねですが、6月3日現在、この人口に対しての接種率になりますけれども、65歳以上の方につきましては93.2%、また60歳以上65歳未満の方は84.9%、50歳代は75.3%、40歳代は62.2%、30歳代が54.0%、20歳代は52%、10歳代は18歳と19歳で50.9%、12歳から17歳は25.5%と、非常に若年層に行くに従って低くなっております。希望者の減少に伴いまして、集団接種というよりも市内の医療機関さんに御協力をいただき進めていく予定でおりますけれども、いずれにしましても少しでも多くの方々に接種をしていただけるよう、今後も市民の皆さんに御協力を求めていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁におきまして美濃市における新型コロナワクチンの接種状況が確認できました。

小児ワクチン接種につきましては、全国的に接種率が上がらず、各自治体が苦慮されております。本市においても接種率は低迷しておりますが、非常に丁寧に対応されており、引き続き周知等の御尽力をお願いいたします。

3回目の接種率につきましては、やはり若年層に行くに従って低くなっておりますが、いず

れも全国・県の平均値より高い点において、御尽力の成果であるというふうに思っております。

今後の接種につきましても引き続きよろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種による副作用と後遺症についてお尋ねします。

日本で現在接種が進められている新型コロナワクチンは、非常に高い効果がありますが、接種後、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で様々な症状が現れることがあります。具体的には、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒け、下痢等の症状です。こうした症状の大部分は接種の翌日をピークに発現することが多く、数日以内に回復していきませんが、個人差があり、症状が続く報告もあります。ごくまれであるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告され、国においても重大な副作用と位置づけられています。

また、ワクチン接種の後遺症につきましては、接種の数分後から体調が悪くなり、ふらつきや倦怠感が数か月続く事例も報告があります。

ここで質問です。

新型コロナワクチン接種について、ワクチン接種による副作用と後遺症に関して相談件数とその内容及び対応できる医療機関はどのようなかお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の2点目のワクチン接種の副作用、最近副反応というような言い方も多くなってきましたけれども、と後遺症に関することですが、副作用としましては、今、議員が申されましたように、接種部位の痛み、頭痛、倦怠感、39度以上の高熱が出るなどに対する問合せはございます。この場合は解熱剤の服用や長引く場合には医療機関を受診していただくことなどをお願いしております。

また、後遺症ということですが、これまでに接種後の症状としましては、手の震えが続くなど、ワクチンが関係しているのではないかとの疑いで相談が2件ありました。受診された医療機関等の見解も含めて確認をさせていただいておりますけれども、その後の相談はなく、実際に医療費を請求する予防接種健康被害救済制度に申請された事案はございません。仮に申請された場合のことですけれども、審査会の決定にはかなりの期間を要するというような場合もございます。

接種後の副作用、それから後遺症等に関しては、対応可能な医療機関ということですが、かかりつけ医などと県内中核病院との連携による受診・相談体制が維持されております。

また、岐阜大学医学部附属病院による専門的知見からの医療機関へのサポートが実施されることにもなっておりますので、副作用、後遺症の疑わしい場合には、まずはお近くの医療機関を受診していただくことになるかと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁において、美濃市では接種による副作用と後遺症で医療費の請求に至る事案はないということですが、引き続き市内における状況の確認と対応をお願いいたします。

冒頭に申し上げたように、新型コロナウイルス感染症への対策としては、やはりワクチンの接種が大変有効であると考えられております。

本市においては、今後のワクチン接種計画について発表がありました。予定されている高齢者の4回目接種を迅速に進めていただき、若年層の接種推進に努めていただくことをお願い申し上げて1点目の質問を終わります。

次に2点目、文化・芸術活動の推進について3つの質問を教育次長にいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、今までの常識として人々の生活に根差してきた様々な都市機能の在り方や役割が変わってきました。

そこで最も顕著な変化を強いられているのが、文化・芸術、エンターテインメントなどの領域で、公演、制作、展示するアーティスト・クリエイターとそれを鑑賞や体験する市民の行動様式であったように思います。

コロナ禍において、各国は多くの人が集まる施設の閉鎖、人数制限をちゅうちょなく実施してきました。その際に強制的な政策執行の理由として上げられたものが、人々の生活において不要不急な行動を制限するものであります。その中で、措置に必ず含まれたのが演劇やライブなどを行う劇場、ホール、アリーナなどの施設とアートを展示鑑賞するための美術館やギャラリーなどの施設の閉鎖であります。

また、3度目の緊急事態宣言において、文化庁から文化・芸術に関わる全ての皆様へ、対象地域における全ての文化・芸術関係の公演や施設についても無観客化や休業のお願いがありました。

ここで質問です。

市及び市内NPO等の文化・芸術活動について、主要施設における直近3年間の事業の開催状況はどのようなか、教育次長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 皆さん、おはようございます。

それでは、松嶋議員の御質問の1つ目についてお答えをさせていただきます。

まず、市としてNPO法人四つ葉のコウゾを通じて美濃市芸能大会などの文化・芸術の鑑賞機会を提供する事業と活動団体が発表できる場を提供する事業を行っております。それぞれ文化会館、健康文化交流センター、中央公民館、吉田工房などで開催しました。

これらの施設における直近3年間の開催状況については、令和元年度は15事業を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4事業を中止しました。令和2年度は10事業を開催し、4事業を中止しました。令和3年度は、5月にオープンした健康文化交流センターにおいてワクチン接種会場としての影響はありましたが、4事業を開催するなど、計14事業を開催し、3事業を中止いたしました。

また、新型コロナウイルスの影響で中止せざるを得ない事業があった中、和紙の里会館での全国和紙画家選抜展、中央公民館での美術展、文芸祭については3年間とも開催することができました。

次に、NPO等の活動については、文化会館定期利用団体のひまわりプロジェクトをはじめ4団体、文化協会に登録する詩吟、舞踏、茶華道、民謡、民舞踊、音楽、着つけの計29団体、梅山大学のクラブ活動の6団体です。文化会館、中央公民館におけるこれらの団体の活動を例に挙げると、コロナ禍前の令和元年度は3,492回活動されました。令和2年度は利用停止及び利用制限の影響もあり、利用団体の活動も1,813回と減少しました。令和3年度は利用制限が緩和されたこともあり、2,302回と前年度より増加しました。また、市民団体主催のあかりアート展は、開催方法を工夫され3年間とも開催されました。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 詳しく答弁いただきましたので、美濃市における直近3年間の文化・芸術活動の開催状況は確認できました。

文化・芸術関係の皆様からは、発表する場がなく寂しい、モチベーションを維持し活動を継続することが難しい状況であるとお聞きしました。しかし、私の認識よりも開催が多かったことから、活動の内容や規模によって状況に差があるのかなというふうに思っております。さらに詳しく状況の確認を行いたいというふうに考えております。

次に、文化・芸術活動への支援についてお尋ねします。

新型コロナ感染拡大のリスクをできるだけ抑えながら、文化・芸術活動を続けていくことは不可能なことでは決してありません。したがって、文化・芸術活動の休止を求めることは、あらゆる手段を尽くした上での最終的な手段であるべきと考えています。実際に感染症対策が適切に講じられている公演や展示会において、来場者間で感染が広がった事例は報告されておられません。

本市においては、第6次総合計画施策20の取組で、NPO等の文化・芸術団体の事業を推進するために、団体等の育成及び支援を推進します。また、文化会館、健康文化交流センターにおける文化・芸術事業の開催を促進しますとあります。

新型コロナウイルス感染症はいまだに終息には至っていませんが、新規感染者は減少傾向にあり、感染症のリスクも理解が進んでいます。今こそが文化・芸術活動の推進について具体的な発信をすべき時期であると考えております。

そこで質問です。

市及び市内NPO等の文化・芸術活動を推進するために行う支援と取組はどのようなか、教育次長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 御質問の2つ目についてお答えします。

市が文化・芸術活動を促進するために行う支援として大きく3つあります。

活動場所の提供、活動費の支援、発表・学ぶ場の提供です。

まず活動場所の提供については、文化会館、健康文化交流センター、公民館などを活動場所として利用できるようにし、使用料の一部減免や助成を行っております。

2つ目の活動費については、それぞれの団体が活動するために必要な運営費の一部を助成しております。

3つ目の発表・学ぶ場の提供については、公民館で実施している美術展、文芸祭や、NPO法人四つ葉のコウゾを通じた芸能大会、ウタガキ・美濃など舞台発表の場の提供を行っています。

また、取組としては、文化・教養の向上のための生涯学習講座を開設し、文化・芸術活動に触れる機会を増やすため、文化・芸術公演を開催しています。さらに、今年度からは心の癒やしや生きる力を育むため、新たにクラシックコンサート等を健康文化交流センターで定期的に開催します。

これらの市が行う文化・芸術公演については、市民の皆様に安価に提供できるよう、入場料の一部を助成いたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて文化・芸術活動への支援と取組について確認できました。

次に、文化・芸術の継承についてお尋ねします。

本市の第6次総合計画施策20の取組において、市内の伝統的な祭りや風習、文化・芸術を後世に引き継いでいくため、市民がふるさとを学ぶ機会を提供するとともに、伝統文化・芸術を保存・継承する後継者の育成に努めるとあります。

地域の伝統的な文化・芸術は地域社会により長年の間につくり上げられた成果であり、郷土愛や地域への誇りを醸成します。また、祭りや風習等の伝統行事には、地域を超えた広がりを持つものも多くあり、近隣地域との交流資源となっております。

伝統文化は、その特別な技術や知識を持つ人々や組織が存在し、表現・伝承していかなければ受け継がれていきません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、美濃市においてもお祭りや風習・文化・芸術に関わる行事が数年にわたり中止となり、担い手消滅の危機にあります。

そこで質問です。

市内の伝統的な祭りや風習・文化・芸術を後世に引き継いでいくために行う支援と取組はどのようなか、教育次長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 御質問の3つ目についてお答えします。

市内の伝統的な祭りや風習・文化・芸術を後世に引き継いでいくことは、市としてとても重要であると考えています。

現在、市内にはユネスコ無形文化遺産の本美濃紙、県指定重要無形民俗文化財の美濃流し

にわか、大矢田ヒンココ、市指定民俗文化財の美濃まつり、上野及び御手洗の虫送り、無形文化財の美濃手漉和紙用具製作技術があります。そのほか、洲原神社の雨乞い祈願をはじめとした55の無形民俗文化財があります。

これらの祭礼や伝統行事等について調査・研究や記録保存を行うとともに、技術の保存・継承及び後継者の育成等に対して助言、協力を行っています。さらに、指定文化財の大矢田ヒンココ、美濃まつりなどで後継者が用いる山車や用具類の修理、修復に対して国・県・市が助成を行っています。

また、市民の方々に市の歴史・文化等を知っていただくことは大切であることから、歴史文化講演会や文化財展を開催し、市民がふるさとの文化を学ぶ機会を提供しております。

[1番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて継承についての支援と取組が確認できました。

魅力ある固有の文化は都市住民にとっても大きな魅力であり、交流の資源として活用することができます。しかし、近年の過疎化と高齢化の進行により、貴重な伝統文化の担い手消滅の危機にあります。

答弁でありましたように、担い手づくりは大変重要な課題です。引き続き適切な支援と取組をお願いします。

コロナ禍において困難と不安の中、私たちに安らぎと勇気、明日への希望を与えてくれるのが文化と芸術であり、文化・芸術活動はこのような状況下であるからこそ、社会全体の健康や幸福を維持し、私たちが生きていく上で必要不可欠なものであると確信しております。

文化・芸術活動団体の事業を促進し、伝統文化・芸術を保存・継承する後継者の育成に努めていただくようお願い申し上げます。2点目の質問を終わります。

次に3点目、美濃市健康文化交流センター駐車場について1つの質問を民生部長にいたします。

美濃市健康文化交流センターは、自由に使える交流広場ロビーや児童ルームがあり、レンタルスペースとして多目的ホールや会議室、健康スタジオ、クッキングスタジオといった設備を備えており、子供から高齢者まで多世代が交流できる拠点施設として整備されました。また、施設内には保健センターも併設されており、市民の子育て、健康づくりの拠点施設にもなっております。

施設には2か所で計149台の駐車場があります。この駐車場は30分まで無料で、以降2時間ごとに100円となっており、健康文化交流センターの利用者や観光客が利用しています。

この駐車場の運用については、市民の皆様からの問題点の指摘があり、私も改善が必要であると考え、3月の一般質問で、満車でも入り口のバーが上り、時間のカウントが始まるなどの改善が必要である点について5点申し上げました。

答弁では、指摘がありました5つの項目につきましては、市から指定管理者に聞き取りを行い、今後は満車状態になりそうな場合は、注意喚起の看板を設置したり、あるいは係員を

配置して駐車場の車を誘導するなどの対応を行うこととし、精算時の混雑については、イベント主催者と調整し、あらかじめ精算機の横に係員を配置するなどの対応を行うといただいております。

ここで質問です。

健康文化交流センター駐車場について、市内でイベントが開催されたゴールデンウィーク中の利用状況とその対応はどのようなものであったか、民生部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、美濃市健康文化交流センター駐車場におけるイベントが開催されたゴールデンウィーク中の利用状況と対応についてお答えいたします。

5月3日、4日は、両日とも午後3時頃までは満車に近い利用がございました。また、5日は終日満車になるような状況はありませんでした。

対応といたしましては、3日、4日は駐車場の混雑が予測されたため、イベントを実施した担当課により入り口2か所に案内看板を設置するとともに、2名の警備員を配置し、指定管理者と連携しながら場内へ誘導し、満車の場合は市役所駐車場等へ案内をいたしました。一時的に数台の車にお待ちいただくことがありましたが、発券機の前で係員が待機し、空車になった場所へ誘導をいたしました。

また、精算時に駐車場内が混雑した場合の対応として、あらかじめ係員を配置する予定としておりましたが、それほど混雑はございませんでした。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にてゴールデンウィーク中の利用と対応について確認ができました。

それぞれの対応をお答えいただきまして、非常に丁寧な対応ですが、状況に合わせての人的対応であります。今回は問題も起きず、利用者に不便をかけることもなかったようですが、前回は申し上げたように、システムを構築しデジタルで対応できるのが最善であるというふうに思っております。

現在はコロナ禍であり、本市においてもお祭りやイベントも中止、縮小となっており、健康文化交流センターも参加者を制限して使用されています。今後規制がなくなり、お祭りやイベントの規模が大きくなったとき、現状の運用で大丈夫なのかとの不安が少し残りました。

健康文化交流センター駐車場につきましては、引き続き検証を行い、運用方法を検討いただくことを要望いたします。

次の質問に移ります。

4点目、顧問弁護士の活用について総務部長にお尋ねします。

ニュース等で御承知かと思いますが、本年4月に山口県北部の阿武町が4,630万円を誤って振り込み、同町の男性24歳が電子計算機使用詐欺容疑で逮捕される事件が起きました。同

町長が5月24日、町内で会見を行い、現時点で計4,299万3,434円を法的に確保したと明らかにし、発端は町の事務のミスとし、町民や容疑者に改めておわび申し上げたいと謝罪しました。この事件は、行政としてあってはならない重大なミスであります。

この件では9割近いお金を法的に回収した弁護士が存在も注目が集まりました。

本市においては、昨年度、行政クレイマーへの対応から市職員に対する脅迫へエスカレートした事件や上司から同職員へのパワハラなどの問題が起こっております。

近年においては、このような行政クレイマーへの対応、職員の労務管理、自治体と民間企業の契約・入札に関するトラブル、債権の回収や管理など、高度な法律の知識を要する案件が増えており、迅速かつ適切に対応するためには顧問弁護士の活用が不可欠であると考えられます。

ここで質問です。

美濃市における顧問弁護士との契約及びその活用はどのようなか、総務部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、松嶋議員の4点目の御質問、美濃市における顧問弁護士との契約及びその活用についてお答えをいたします。

美濃市では、現在、岐阜県弁護士会の会長を務められた経歴を持つ弁護士と顧問契約を結んでおり、行政上の法律問題に対し適切な助言や指導をいただいております。

顧問弁護士への相談件数は、過去5年間で80件ほどあり、主なものを上げますと、契約に関するものが16件、土地などの権利に関するものが15件、税及び債権に関するものが11件、労務管理に関するものが9件となっております。

また、最近では職員に対するカスタマーハラスメントに対処するため、相談をしたところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて、顧問弁護士との契約及びその活用について確認できました。

全国の都道府県及び市区では約8割の自治体で顧問弁護士が就任しており、法律上の助言や指導により円滑な行政の運営に努めております。

本市においても、弁護士との顧問契約を結んでおり、契約関係や労務管理等で相談を受けているということで安心いたしました。

法律による行政を担う自治体において、法律の存在は非常に大きいと言えます。引き続き顧問弁護士には行政上の法律問題について助言や指導をいただきまして、迅速かつ適切な対応に努めていただくようお願いいたしまして、4点目の質問を終わります。

これで私の質問は終了となります。どうもありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、私は大きく3点質問いたします。

まず1点目に、美濃市健康文化交流センターに集約された旧施設について、2点目に、新学校給食センター建設移転に伴う現学校給食センターについて、3点目に、美濃市ファミリー・サポート・センター事業についてお聞きいたします。

それでは1点目、美濃市健康文化交流センターに集約された旧施設について質問いたします。

平成31年3月の第1回定例会におきまして、辻文男議員から5つの旧施設について、その後の処理をどうするのか、また跡地利用はどのように考えているかとの一般質問がありました。

このときの市長の答弁は、会議録によりますと次のようにあります。

集約する施設のその後の管理につきましては、美濃市公共施設等総合管理計画にも方針が示してあるとおり、どの施設も廃止をし、建設の財源に予定している地方債の規定に従いまして集約施設の運用開始後5年以内に取り壊すか売却ということとしております。跡地につきましては、保健センターは駐車場用地として、勤労青少年ホーム、老人福祉センター、グリーンプラザ小倉山はそれぞれ公園敷地内の用地でございますので、売却ができませんので公園敷地内の用地として管理をしていくこととしています。また、児童センターについては、できれば売却としたいと思っておりますけれども、なければ更地にしての売却と、こんなふうになると考えておりますと書かれてあります。

この答弁を受け、辻議員は次のように発言をしています。

特に売却を考えている児童センターについては、早急に買手を見つけるべく行動を開始して、今後の全員協議会等でその進捗状況を報告していただくことを要望するとあります。

そこで、進捗状況の確認のため、旧美濃市児童センター、旧老人福祉センター、グリーンプラザ小倉山の今後の予定はどうかお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、須田議員から御質問のありました美濃市健康文化交流センターに集約された施設の今後の予定についてお答えをさせていただきます。

健康文化交流センターにつきましては、議員御指摘のとおり、保健センター、勤労青少年ホーム、児童センター、老人福祉センター及びグリーンプラザ小倉山の5つの施設を廃止し、施設全体の面積を減少させた上でその機能を集約し建設したものであり、旧施設は国の支援を受けるための条件に従い、健康文化交流センターの運用開始後5年以内に取り壊すか売却することとなっております。

このうち、保健センターは既に取り壊し、勤労青少年ホームは、昨年、株式会社ROBOZ（ロボッツ）に売却したところであり、その他の施設につきましては、令和7年度末までに取壊しまたは売却することとしてございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） これらの3施設は、令和7年度末までに取壊しまたは売却するとの答

弁ですので、今後の進捗状況を見届けていきたいというふうに考えております。

では、続いて2点目の質問にいたします。

大きな2点目の質問は、新学校給食センター建設移転に伴う現学校給食センターについてです。

今定例会において、美濃市学校給食センターの所在地を変更する議第40号が提出されました。

また、令和4年3月29日に、令和4年度第1回美濃市都市計画審議会が開催され、私も都市計画審議会の委員の一人として会議に参加いたしました。議題は、都市計画用途地域の変更についてで、具体的には現在の学校給食センター周辺地区の用途地域の変更でした。

用途地域制度とは、良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動の確保を図るための制度で、建物を建てる場合には守るべき最低限のルールとしてそれぞれの用途ごとに建てられる建物の用途や形態などが制限されております。都市計画法では13種類に分類されております。

学校給食センター周辺地区は、主に業務、工場及び農林漁業施設が多く立地し、現況の用途地域の指定と土地活用の実態に乖離が見られる状況にある点や、本地区南側の都市計画道路高富・美濃線の未整備区間では道路拡幅の計画もあり、今後も業務及び工業機能集積の維持、発展を図る必要がある点から、第二種住居地域から準工業地域への用途地域変更を議論し、準工業地域に決定いたしました。

このことにより、現学校給食センターの今後の跡地利用については、利活用の幅が広がったことになると思います。

そこで質問です。

現学校給食センターの今後の予定はどのようなかお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） それでは、須田議員の御質問、現学校給食センターの今後の予定はどのようなかについてお答えいたします。

現在、学校給食センターは教育委員会の行政財産となっております。市としては、跡地が有効活用できるよう、美濃市公有財産及び債権管理に関する規則第7条の規定により、用途が限定されない総務課所管の普通財産へ変更する手続を行う予定をしています。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁によりますと、行政財産から普通財産へと変更する予定ということだけですが、市民の皆さんが気になっているのは、行政財産か普通財産か、また所管がどこかということではなくて、跡地の今後の活用についてです。

現状のまま売却先を探すとか、取り壊して更地にして売却するかなど、具体的な予定についてはまだ決まっていないので答えることができないことだというふうに思いますので、答弁にありましたように、大切なのは跡地が何か有効活用されるようにということを見届けていきたいなというふうに思っております。

また、先ほどの質問にも重なるんですけれども、1点目の質問の答弁にありましたように、勤労青少年ホームは昨年、ドローンオペレーター養成スクールなどを手がける株式会社ROBOZに売却されました。しかし、私がこの事実を知ったのは、新聞記事からでした。全員協議会等での報告や説明はありませんでした。市の財産が有効活用されることは大変喜ばしいことでありがたいことだと思っておりますが、今後残った施設や跡地等の処分や活用について、まず議会に対して丁寧な説明や報告をしていただくことを強く要望して、この質問を終わりたいというふうに思います。

では、最後の質問に入ります。

美濃市第6次総合計画実施計画（2022年度から2024年度）が作成され、計画的に取り組んでいるところであります。この計画期間は3年間で、毎年見直され、毎年度の予算編成の指針となります。

この計画の基本目標2「子どもたちが誇りに思う輝くまち」における政策3「すべての子どもたちが豊かに育まれるまちづくり（子育て・教育）」の中の施策13「地域での子育て支援と児童虐待防止の推進」があります。地域での子育て支援の充実はとても大切なものになってくると思います。

そこで、美濃市ファミリー・サポート・センター事業について3点お伺いいたします。

初めに、この事業の目的や内容はどのようなかお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） それでは、美濃市ファミリー・サポート・センター事業の目的や内容についてお答えをいたします。

この事業は、子供たちの健やかな育ちを見守り、仕事と育児の両立など、子供を安心して産み育てることができる環境をつくることを目的に、家庭の事情などで一時的に育児ができないときに手助けしてほしい保護者に代わって有料でお子さんのお世話をする登録制の子育て支援事業です。

地域の中で子育てのサポートを受けたい方を利用会員、サポートを行っていただける方を提供会員といい、市が連絡調整などの橋渡しの役割を担っています。

利用会員は、生後6か月以上の乳幼児から小学生までの子育てをする方が対象となり、原則午前8時から午後10時の時間帯で保育施設、留守家庭児童教室等への送迎、外出時の預かり、仕事を休めないときの預かり等に御利用いただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 丁寧な説明ありがとうございます。

子育て支援事業として、また市民協働のまちづくりとしてもとても大切な事業であるということが理解できます。

そこで、2点目の質問です。

ここ直近3年間の事業実績はどのようなかお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 美濃市ファミリー・サポート・センター事業の実績についてお答えいたします。

令和元年度は、講座等での利用児童数、延べ164名、活動日数40日、令和2年度は、個別の利用児童数、延べ2名、活動日数2日、令和3年度は、個別の利用児童数、延べ39名、講座等での利用児童数、延べ66名、活動日数、計36日です。

利用の目的としては、外出時の預かり、市が実施する子育て支援に関わる各種講座、講演会等への参加時の見守りとなっております。

なお、本年4月1日現在の利用会員は31名、提供会員は30名の登録があります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 答弁ありがとうございます。

コロナ禍において様々な活動の制約があったり、利用数が少ない年もありましたが、この事業を活用される方が見えるということは、子育て世代にとってはとても大切で必要な事業であることは間違いないだろうというふうに思っております。この事業が子育て中の方々にとってさらに充実したものにできればと願っています。

そこで、最後の質問です。

この事業の充実に向けて、今後どのような取組が必要と考えているかお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 美濃市ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けて、今後必要と考える取組についてお答えをいたします。

事業を開始して5年が経過し、保護者の就労環境の変化に伴い、個人で利用される方も増加しています。実際に3歳未満で保育園を利用する園児の割合は、平成29年度は41.3%だったのに対し、昨年度末は56.4%となっており、就労されている保護者は増加していると思われれます。

今後、ニーズに合わせた利用時間帯の見直し、また会員登録を原則としておりますが、登録していない方が急にサポートが必要となった場合の対応も必要であると考えています。

また、この事業は行政による支援ではなく、市民協働の助け合い活動です。単に子供を預かる、預けるだけではなく、活動を通じて新たな交流が生まれ、地域における人間関係を構築していくことができます。

幅広い目的で安定した提供を図るためには、提供していただく会員がいなくては成立しないため、こうした事業の目的等も御理解いただきながら、広く市民の皆様にも周知していくことが必要であると考えます。

現在、市の広報やホームページにおいて定期的に会員募集のお知らせを掲載しておりますが、今後はそれらに加え、会員さんから声かけをしていただけるよう、人と人とのつながりにより事業を進めてまいります。

また、チラシを作成し、利用会員向けを子育て世代に、提供会員向けを幅広い世代の方に配布しながら会員を募集してまいります。

[2番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 具体的な御答弁ありがとうございます。

この事業は、最初にありましたように、子供たちの健やかな育ちを見守り、仕事と育児の両立など、子供を安心して産み育てることのできる環境をつくることを目的としていますので、子育て世代の方には重要な事業になってくると思います。

しかし、残念ながら事業を開始して5年が経過するのに、私自身もよく知りませんでした。また、この事業について理解されている市民も多くはないというふうに思っております。

そこで、この事業が市民の皆さんによく理解され、利用しやすい制度となるように私自身も子育て世代の声をよく聞き、啓発していきたいというふうに思っております。

市民協働のこの事業では、利用会員が増えても提供会員が増えなければうまく成り立ちません。そこでその一歩として微力ですが、私も提供会員に登録いたしました。

利用会員と提供会員がウィン・ウィンの関係となるような事業として成長するように今後も見届けていきたいというふうに考えております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（古田秀文君） これより昼食のため、休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） こんにちは。

私は、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について、民生部参事にお尋ねいたします。

健康で潤いのあるまちを目指しております美濃市にとって、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や疾病の予防は、極めて重要な課題であります。多くの市民は、ただ漫然と長生きするだけではなく、生涯を通して元気で充実した生活が送れるようにと願っているのではないのでしょうか。病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐ観点から、健康寿命の延伸のためにお伺い、お尋ねいたします。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方も多いと思います。水ぼうそうは、治った後もそのウイルスは体内の神経節に潜伏していて、年を重ね、過労、ストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して発症してくるのが带状疱疹と呼ばれる疾病であります。全国的にもここ一、二年の間に带状疱疹の患者が増えているそうです。

実際に、私も昨年1月に带状疱疹にかかりました。幸いにも投薬と塗り薬で10日足らずで治り、比較的軽い症状でよかったと思っております。

現在の新型コロナウイルス感染症の影響で、自粛生活を余儀なくされたり、仕事や収入など将来への不安やストレスなどが要因とされて発症する方々も多いのではないのでしょうか。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を過ぎた頃に発症率が急激に上昇してきます。60代から80代でピークを迎えるようです。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われております。

带状疱疹は、体の左右のどちらか一方にぴりぴりと刺すような痛みが走ります。時には、夜も眠れないほどの激しい場合があります。そして、赤い斑点とその真ん中には小さな水膨れが、体の神経に沿って帯状に現れてまいります。神経も損傷しておりますので、皮膚の症状が治っても、そこには痛みが残ることがあります。50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続く可能性があります。これでは日常生活が思うようにはなりません。また、带状疱疹が現れる体の部位によっては、顔面神経麻痺、目の障がい、耳鳴り、目まいなど重い後遺症を残すことがあるそうでございます。

美濃市では高齢化が進んでおりますが、シニア世代の方々がいつまでも元気で活躍していただきたいと思います。高齢になって带状疱疹を罹患すれば、患部の強い痛みは大変に苦痛であります。带状疱疹は、早期診断、早期治療が肝腎でございます。予防には、ワクチン接種が有効と言われております。

しかし、带状疱疹のワクチンの接種費用は、発症予防効果が約50から60%の生ワクチンの場合で1回7,000円から1万円。発症予防効果97%以上の不活化ワクチンの場合で、1回2万円から2万5,000円。2回接種のために4万円から5万円と高額であります。

带状疱疹の罹患率が高くなってきた現状を踏まえて、予防接種費用を助成している自治体がございます。愛知県名古屋市では、2020年3月から接種費用の助成を開始し、生ワクチンの場合には1回4,200円の自己負担、不活化ワクチンの場合には2回で2万1,600円の自己負担で、接種費用のほぼ半額の助成がされております。刈谷市では、生ワクチンの場合3,000円の助成、不活化ワクチンの場合上限で8,000円、ともに生涯1回のみであります。

県内では、輪之内町が2021年4月から4,000円、1回のみ助成。そして神戸町では、生ワクチンの場合1回4,000円、不活化ワクチンの場合、2回で2万円の助成が行われております。

带状疱疹は、早期診断、早期治療が本当に大切でございます。健康で潤いのあるまちを目指している美濃市にとって、健康寿命の延伸は重要な課題であり、美濃市のシニア世代の方々が健康で活躍できる環境を整備し、疾病を未然に防ぐために、带状疱疹のワクチン接種に助成すべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（古田秀文君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） それでは、岡部議員の御質問の带状疱疹ウイルスに対するワクチン接種の助成ができないかということですが、予防接種には、予防接種法に基づいて市町村が実施する定期予防接種と、希望者が各自で受ける任意予防接種の2通りがございます。このうち带状疱疹ウイルスワクチンは、現在任意予防接種となっております。

ます。

国立感染症研究所によれば、帯状疱疹の発症頻度は1,000人当たり5人程度とされており、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上になれば1,000人当たり10人以上となっております。抗ヘルペスウイルス薬が登場して以来、帯状疱疹の治療成績は向上しているものの、一方、様々な合併症や、帯状疱疹後神経痛により長期にわたり苦しむ方が少なくないことも報告されております。

アメリカやヨーロッパでの一部では、約10年前から帯状疱疹予防ワクチンとして高力価水痘ワクチン、この「力価」が濃度を示す値とされております。高力価水痘ワクチンが用いられてきましたけれども、日本においても2016年3月より、水痘ワクチンが高齢者の帯状疱疹予防を目的で使用できるようにはなりました。が、免疫不全患者への接種、ワクチン効果の持続期間などの長期的な予防効果に関する正確な評価へのさらなる追跡調査が必要、副反応の程度等、幾つかの解決すべき課題が残されているとして、厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会においては、成人に対する帯状疱疹ワクチンについては、定期予防接種としては審議中となっております。

先ほど議員が申されましたように、このワクチンは非常に高価で、生ワクチンは1回8,000円前後、不活化ワクチンになりますと、2回の接種が必要で1回が2万円以上ですので、県内で50歳以上を対象とした1回のみ助成を実施する自治体が2町あるということは承知しております。現在までに市への問合せというのは一件もない状況ではありますが、任意予防接種の助成をした場合、万が一健康被害が生じた場合の補償などは全額市の負担ということでもありますので、慎重に検討する必要があるかとも思います。今後、国の動向や近隣市町村の対応を注視してまいりたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

帯状疱疹ワクチンの任意予防接種を助成した場合の健康被害についての補償など大変難しい問題ではありますが、まず帯状疱疹のリスクが市民へ周知されているかどうか、そして、この帯状疱疹の認知度、これを向上させていただきたいと思います。

そしてシニアの世代の方々には、健康で活躍できる環境を市のほうで整備していただけるよう、前向きに検討をお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（古田秀文君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は、4点について質問を行いたい、このように思います。

1点目は、新設される学校給食センターについて、教育次長。2点目が、長良川遊水地について、建設部長。3点目が、有害鳥獣の農作物への被害の実態と対策について、産業振興部長。防犯カメラの運用について、前回の引き続き総務部長に質問をいたします。

最初に、新設される学校給食センターについて、教育委員会次長さんにお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の低年齢層への拡大の中で、学校現場の皆さんの御奮闘に、本当に敬意を表します。学校給食は、子供たちが食生活を身につけ、豊かな心と健やかな体を養い育むことができるよう安全・安心で魅力ある給食を提供し、食育の推進を図ることが必要です。

給食センターでは、安全・安心な学校給食の提供のため、学校給食衛生管理基準やHACCP（ハサップ）に基づく食品衛生管理手法、原料の受入れから調理、洗浄及び消毒、保管、配送までの全ての工程において、危険防止につながる点を継続的に監視・記録する衛生管理システムが必要です。また、新学校給食センターでは、保護者の方々が待ち望んでいた食物アレルギー対応が可能となる施設もでき、受託業者の選定には十分な検討が必要かなど、このように思っております。

それで最初の質問ですが、新学校給食センターの調理等の業務委託に関する業者選定はどのようなものか、質問いたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） それでは、服部議員の御質問の1点目にお答えいたします。

新学校給食センターの給食調理、配送等業務について、一括して業務委託するものとし、業者選定の方法は、企画・提案を業者からプレゼンを受け審査・決定する指名型プロポーザル方式を採用し、最優秀提案者と随意契約する予定をしています。

業者選定に当たっての評価項目は、学校給食に対する基本的な考え方、業務等の実施体制に関する考え方、衛生管理に関する考え方、危機管理に関する考え方、調理等従業者への教育に関する考え方のほか、課題献立に対する作業工程表及び作業動線図の作成などの具体的な提案、衛生管理や食物アレルギー対応食提供に関する各種社内基準の提出など全7項目、18の観点で評価し、選定いたします。

なお、6月22日に審査委員会を開催、受託業者を決定し、8月1日から業務委託を開始します。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

6月22日から審査委員会を開かれるということは、選定される業者にはもう事前に、当然その項目について、質問書もしくは答弁内容を出されているというふうなことですよね。

それはいつ頃だったんでしょうか、業者さんに出されたのは。こういった項目ですというのは。ちょっと質問項目にないもので、今きちんと答えられんでも結構ですので、大体半月前とかそのくらいでもどうでしょうか。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 業者への委託内容の様式ですね。こちらの通知につきましては、1か月ほど前に指名業者に通知をし、その中から現在その内容を提出いただ

いておるところです。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 質問項目になくてもう少し聞きたかったので、ありがとうございます。

続きまして、3月議会での食物アレルギー対応についての答弁は、令和3年度当初で全生徒1,411名に対して、給食に配慮が必要な生徒は72名。現在は専用の調理室がないため、低アレルギー献立にして、できる限り多くの児童が同じメニューで食べられるよう苦慮されている、このように伺っております。

新給食センターでは食物アレルギー対応調理室もでき、これの解決に向けて大きく前進いたしました。

前回の議会での答弁のように質問ですが、新学校給食センターでの食物アレルギーに関するマニュアル等、アレルギー対応食の取組は、現在どこまで進んでおるのかお知らせください。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 御質問の2点目についてお答えいたします。

食物アレルギーは、子供たちの命に直結するものとして安全性を最優先とすることを大原則と考え、アレルギー対応食の提供に向けては、事故を起こさないようにするために調理過程でアレルギー物質の混入を完全になくすこと、誤食を起こさないためにアレルギーを持つ児童・生徒に確実に届けることなど、全ての過程で慎重に準備を進めています。

まず、食物アレルギーに関するマニュアルについては、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針が基になります。市が定める学校給食における食物アレルギー対応マニュアルには、実施するアレルギー対応の方法、希望する保護者が行う手続の方法、給食センターでの調理工程、調理器具や食材の管理方法、毎月の献立表を基に対応食を提供する手順などを記載しております。

医師や栄養教諭及び学校関係者で組織した食物アレルギー対応委員会を7月中旬に開催し、最終決定をします。同時に、対応食については、アレルギー対応専用調理室での作業の確認、学校における受け取りから配食までの訓練、対応食を希望する保護者の申請手続を8月中に行い、安全に提供できることを確認した後、9月から提供開始できるよう取り組んでおります。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 本当に大変な作業をきめ細かくこれからやらなきゃいけないし、いろんな意味で大変な状況の中で、ぜひとも今出された目標に向かってやっていただきたいなど、このように思っております。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）のその中の要管理児童が、6割強が給食の要対応児童であり、先ほども1,411名のうちの72名の方が、前回もありましたけれど、給食、修

学旅行とか宿泊研修などでの活動でも緻密な配慮をされている学校現場ですが、保護者の方も様々な対応をし、本当に苦勞されているのが現状であるというふうに思っております。

それで、答弁された内容を踏まえた上で、ぜひともこういったことが検討できないかぜひ検討していただきたいと思う点がありますから、それを少し述べさせていただきたいと思うんですが、1つは、先ほどの父兄からによる給食のアレルギー対応について。これは、生活管理指導表も含めて保護者が医師の診断の証明を必要とする中身になっているというふうに思っておりますが、そうですね。

それについて、それは当然、保護者が子供を連れて行って診断をするわけですが、その文書費用が1,100円か1,000円ぐらいかかると思うんですが、それをぜひ、現在は自己負担になっているというふうに思うものですから、教育委員会のほうでも、市のほうでもその文書料を負担できないか、これ一度検討をお願いできませんかということです。

それからもう一点ですが、給食センターでのアレルギー対応の食事の作り方も、これも大変なんですけど、給食時に学校現場で給食を配食される生徒さん、教師の方、指導員の方も含めてですけど、本当に気を遣って毎日毎日やられているということで、ぜひとも学校現場の給食に対する人員配置を十分に行い、安全性を考慮していただきたい。この2点を要望いたしまして、教育委員会における学校給食センター絡みの質問を終わらせていただきます。

続きまして、長良川遊水地について、建設部長にお尋ねいたします。

この間、コロナの感染症の拡大によりまして、国土交通省が行う長良川遊水地の現地説明会がなかなか開かれない、こういったことが続いてまいりました。

そういった中で先日、横越、中有知、藍見、この3会場で地元説明会（遊水地）が行われました。市長さんも横越と中有知に参加されたというふうにお聞きいたしました。この説明会はどのようなものであったか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの質問についてお答えいたします。

国土交通省では、本年5月17日から26日にかけて、横越公会堂、中有知小学校、藍見公民館の3会場において、長良川遊水地に関する地元説明会が開催されました。

説明会では、遊水地整備の概要、整備効果、左岸堤防の老朽化対策等について国土交通省より説明があり、いずれの地区でも活発な議論がありました。

国土交通省からは、地元住民の皆様に引き続き丁寧な説明に努めると聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

もう少し3会場の説明会の中身もお話しされるのかなというふうに思ったんですが、ちょっとその中身についてあまり説明、もともとは国土交通省がやるものですから建設部長がそ

これまでというふうに思われたのかもしれませんが、もう少し中身について答弁いただけたらなというふうに思ったんですが、横越にしても中有知にしても、国土交通省がこれまでやってきた中で大きな問題というのが地元から出されている中で、左岸堤防の老朽化、これが国土交通省もこの遊水地計画を行っていくに当たって、どうしても補強しなきゃいけない場所ということで限定した、これがまず1つの大きな問題、報告だというふうに思っています。

ただ右岸については、内水氾濫について、これは遊水地ができたからということだけではなくて、国土交通省が関係しない部分というのは、大谷川という県・市が管理する小河川があるんですが、ここの内水氾濫の問題は国ではなくて市・県が対応するものだから、国土交通省の遊水地計画とは関係ない、こういうような形で報告が国交省のほうからされたわけですね。そういったことで、この右岸の内水氾濫に対しての疑問は全く解けていないというのが、この説明会の中での話の大きな問題でありました。

今後、国土交通省は事業用地の調査について、今年度中にやっていくとか令和3年度に実施した左岸堤防の点検結果を踏まえて、令和4年度より左岸堤防の老朽化対策を実施すると。最終的に、遊水地整備について堤防や排水樋門等の設計を今年度に進めていくと、こういったことが国交省から出されております。

現地のことではおかしいんですが、実際の遊水地の地主というのかな、そういった方々に対しては、国土交通省から土地の売却について地権者に話をしたいということが申し入れられておりますが、地権者の団体管理組合、個人を含めてですね。この契約そのものが本当に私らのためになるかどうか、まだ正確なところが分からないし、そのところが明確にされていないから、この買収そのものに対する説明も含めて応じることはできないというのが現在のこの地域の状況ではないかと、このように思っております。そういった認識をぜひ当局のほうも持っていただいて、国土交通省のほうにもお話をしていきたいというふうに思います。

もう一点が、説明会場では、遊水地ができれば、流速の違いを説明されたんですけど、国土交通省内でこの流速の違いについて矛盾するよなというのか、不一致のような説明が行われました。これは、参加者の方からもそういったことをお聞きしましたもんですから、そういった内部での統一、そういったことがあるよなふうにも私どもは思ったもんですから、今回の遊水地説明会はそんなよなことであったということをご認識して、お願いしたいなというふうに思っております。

次の質問に行きます。

今回の説明会で、横越、中有知、藍見、しかも遊水地関連の地元の方のみが事前に申込みをして、そして当日、会場に参加する、こういった方式を取られました。だから、横越、中有知、藍見、3会場合わせても60人から70人ぐらいしか参加者がありませんでした。こういったことで、関係する参加者のみで開催するのではなく、市民の誰もが参加できる説明会の開催を国土交通省のほうに要請する、こういったことは検討できないか、建設部長に質問いたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの質問についてお答えいたします。

国土交通省からは、遊水地事業に関係する地域ごとに懸念されている内容が異なることから、個別地域ごとに丁寧な説明を今後も行っていくというふうに聞いております。

なお、広く市民の皆様については、今後国土交通省の木曾川上流河川事務所のウェブサイトにて、遊水地事業に関する情報を順次掲載することで周知していくということを聞いております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 地域ごとに個別説明会を行うというのは地元の要望でもありますから、ぜひこれは実施するようプッシュしていただきたいなというふうに思っております。

問題は、今回の説明会に関連しない地域の方が参加希望したのに、限定する地域だけだから駄目だという言い方で参加できなかったわけですね。ウェブサイトではなくて、以前は全市民対象な形で防災センターでもやられたし、大きな会場でも数回やられたんですが、幾らコロナウイルス感染症が拡大しているとしても、全市民に向ける説明会の必要は絶対あるというふうに思っております。なぜ国土交通省が、そこまで全市民に対するフランクな説明会を行わないのかというのは、河川事務所の姿勢もやっぱりちょっと批判しなきゃいけないのかなというふうには、私は思っております。

当然、市民にとって大きな事業であるわけですから、それに対する質問をどこかの会場それぞれの方が行えて、それに対する説明を国が行うというのは、これは当然の在り方であって、ウェブサイトで個別な質問をしてそれに回答されるとするからそれでいいという内容ではないというふうに思っております。

だから、遊水地そのものの位置づけが少し変じゃないかなと思っておりますから、ぜひこの点は、私どもも国土交通省木曾川事務所の所長さんにお話ししますが、ぜひ美濃市からもその点は強くお願いしたいなと思っております。

続きまして、先ほども話しましたように、遊水地計画は国により100億を超える事業費、このようになっております。美濃市にとっても非常に大きな影響が与えられる。その概要と美濃市の基本姿勢を市民に発表する、これは美濃市として当然必要ではないか、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの質問についてお答えいたします。

遊水地事業の概要につきましては、今後予定されている国土交通省のウェブサイトの掲載に合わせて、市の広報やホームページ等で周知するよう調整をしているところでございます。

また、市の基本姿勢につきましては、令和2年9月議会で答弁したとおり、市の考えについては、遊水地計画は市民の安全・安心のためのものでありまして、現状よりも安全性が向上する構造になるものと考えて取り組んでいるところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 市の広報も含めて検討されているというのは、どの時点のぐらいでどうしたいのかということはどうなんですか。答弁できれば。できなければ、予定はないというふうで結構ですが。

○議長（古田秀文君） 答えられる。

○建設部長（伊藤 篤君） ちょっと聞き取れませんでした。

○3番（服部光由君） すみません、広報等で随時発表するような、そういった答弁だったと思うんですが、どの時間帯でどんなふうな形で発表されるのか、もしも答えられるんだったらお願いできないでしょうかということなんですけれど、そういう答弁ではなかったですか。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの質問にお答えします。

市の広報ということですので、いわゆる時間帯とかでなくて広報紙、あれで一応周知するような今考えを調整中ということですよ。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

本当はいつぐらいということもお答えできればよかったです、そこまでは現在の段階では計画されていないというふうには判断いたしました。市の広報にそのことも含めて載せていくということで、引き続き本当に多くの方がこの遊水地についてはいろんな意味合いで疑問も含め、前向きな話も含め、早くやれとか道路がよくなるんだから交通事故がなくなりそうだからということで希望される方もたくさんお見えになります。ただ、あまりにも大きな事業で、しかもその事業が完成した段階で大丈夫なのかというものが大き過ぎるわけですよ。だから、ぜひともそこら辺を払拭することも含めて、引き続き説明会を含めお願いしたいというふうに思っております。

遊水地関係については、以上を持ちまして質問を終わらせていただきます。

続きまして、有害鳥獣の農作物への被害の実態と対策について、産業振興部長にお尋ねいたします。

現在、有害鳥獣の美濃市内での被害というのは相当数あるというふうに、書面で駆除依頼をされる以外にもたくさんお話は伺っております。

そこで質問ですが、令和元年度から3年度の各年度において、自治会からの有害鳥獣捕獲依頼件数とその内容、農作物の種類、鳥獣の種別、被害地域はどのようなかお答えください。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの服部議員の有害鳥獣の農作物への被害に関する1つ目の御質問にお答えいたします。

自治会からの有害鳥獣捕獲依頼は、令和元年度は24の自治会から31件、令和2年度は25の自治会から30件、令和3年度は29の自治会から37件となっております。

その内容について、3年間分を市内7つの地区ごとに見てみますと、美濃地区では15件依頼がありまして、主にイノシシ、ニホンジカ、猿による水稲、野菜、果樹の被害が市街地を除いた周辺自治会から報告されています。

洲原地区では19件依頼がありまして、主にイノシシ、ニホンジカ、猿による野菜の被害が、全自治会から報告されています。

下牧地区では11件依頼がありまして、主にイノシシ、ニホンジカ、猿、カラスによる野菜、果樹の被害が、ほぼ全自治会から報告されています。

上牧地区では7件の依頼があり、主にイノシシ、ニホンジカ、猿による水稲、野菜、果樹の被害が、全自治会から報告されています。

大矢田地区では34件の依頼がありまして、主にイノシシ、ニホンジカ、猿、カラスによる野菜、果樹の被害が、全自治会で報告されています。

藍見地区では10件の依頼がありまして、主にイノシシ、ニホンジカ、猿、カラス、サギによる水稲、野菜の被害が、笠神、横越地区から報告されています。

中有知地区では2件の依頼がありまして、主にカラス、ドバトによるトウモロコシ、スイカの被害が、志摩地区から報告されています。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

今お話しされた中身でいくと、全域でイノシシ、鹿、猿、中有知はちょっと猿という言葉は出てこなかったみたいですが、の被害に遭ってみえるということですね。相当数だと思ふ。

それを踏まえまして2番目として、令和元年度から3年度の各年度において、自治会からの依頼に対応して捕獲した鳥獣種別とその数はどのようなか、いかがでしょうか。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

鳥獣種別ごとに令和元年度、2年度、3年度の順で、順に捕獲数を申し上げますのでよろしく願いいたします。

まずイノシシにつきましては、40頭、30頭、30頭。ニホンザルにおきましては、27頭、34頭、15頭。ニホンジカにおきましては、18頭、12頭、13頭。そしてカラス、サギなどの鳥類ですが、59羽、36羽、44羽ということになっております。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

こういった形で数字で表される中身も相当数だと思ふんですが、こういった中身で美濃市

の有害鳥獣被害に対する現状の対策、これほどのようなものを行っているのか。また、今後の取組の強化についてはどうか、お聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

市では現在、有害鳥獣から農作物の被害を防ぐ対策として、3つの方策を取っております。

1つ目は、防護柵、電気柵を設置して、有害鳥獣の侵入を防ぐ対策です。地域ぐるみで広範囲に設置する鳥獣被害防止総合支援事業と、個人または団体の農地に設置する防護柵設置事業を実施しております。

2つ目でございます。2つ目は、有害鳥獣を捕獲する対策でございます。農作物被害で困っている自治会からの依頼を受けまして、市が委嘱する美濃市鳥獣被害対策実施隊に依頼をし、捕獲を実施しております。また、ニホンザルの捕獲対策として、実施隊と地域住民の連携による大型囲いわなの設置及びその運営に対する支援を行っております。

3つ目は、猿を追い払う対策でございます。これは、自治会などの住民が組織するサル追い払い隊にロケット花火などの費用に対して助成をしております。このほか、小型箱わなの貸与や捕獲に従事する人材を確保するためにわな猟の免許の取得に係る費用を助成しております。

今後もこの3つの取組を進め、有害鳥獣による農作物被害の軽減に努めていきたいと思っております。

なお、今年度、県がニホンザルの生息状況調査を行うこととしておりまして、当市としても協力をしていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 答弁内容や私に要望された市民の方々からも大矢田地区とか藍見地区、前野地区の猿による被害が、結構多く最近見受けられます。文書ではされていないんですが、猿が出たよとかやられたよという話も結構聞いています。

こういった中で、今コロナ禍の中で市民の方々が野菜や花などを自宅近辺で育てる、このことが大きな生きがいになっており、これが朝起きたら、昼見たら、一瞬にしてなくなってしまう。本当にショックなことだというふうに思っております。何とかしなければならない。これは誰しも同じことだと思うんですね。

また、私が発言通告を提出した後に横越地区の児童の保護者から、通学路に大きな猿が出てきたと。たまたま通学時間帯ではなかったのも何事もなかったが、通学路のほとんどが山に面しているこの地区では、事故が起こることも想定できます。

藍見小学校は、児童の帰宅時に見回り隊として保護者や民生委員、自治会役員などが毎回同伴し、安全に通学できるよう見守っておりますが、事猿撃退という、これはこれまでも想定していなかったことだと思っております。

美濃市の第6次総合計画の基本目標の1番目は、健康でうるおいのあるまちづくり、こう

言っております。生きがいを維持すること、これも大事なことであり、政策の5番目では、豊かな産業を次代に引き継ぐまちづくりとし、野生動物が田んぼや畑を荒らさないよう鳥獣被害防止対策事業の推進、このように言っております。それが、先ほど部長が言われたみたいな3つの大きな柱を出している、こういったことであるというふうに思っております。

従来の地域ぐるみの対応や農作物、畑への防護柵だけではなく、本当にこれは本格的な対応を取らなきゃいけないんじゃないか、このように思っております。

先ほど、県のほうがニホンザルの調査をする、美濃市もそれに併せてやっていきたい、このように言っておられましたが、野生動物の個体の把握や、また移動の方法、基礎調査、こういったことは、これまで基本的には全市を挙げてやったことはなかったというふうに思っております。だから、有害鳥獣が一体どういった形でどのように動いて、どういうふうな対応をするのかという基本的な調査そのものが、やはりまだまだ不足しているんじゃないか、このように思います。

現在、例えばドローンを活用するかセンサーで感知するかそういったことも含めて、従来の延長線ではなく、基本的な対応をぜひ求めていきたいなと思っております。

また、教育委員会、学校関係者の方には通学路の安全確保を、こういった鳥獣被害の対応も本当に大変なことだと思うんですが、できるようなことを十分に検討されるように要望いたしまして、私の有害鳥獣への被害と実態の対策についての質問を終わらせていただきます。

次に、防犯カメラの運用について質問いたします。

前回は質問いたしましたが、防犯カメラの運用については、美濃市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱がつけられました。この要綱の中身はどのようなものか、質問いたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、ただいまの防犯カメラの質問にお答えをさせていただきます。

令和4年4月1日から施行しております美濃市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の内容につきましては、第1条、第2条で、この要綱の趣旨と用語の定義について、また第3条、第4条では、防犯カメラ等の運用に関する責任者と運用担当者を置くことなどについて、第5条では、防犯カメラの設置は必要最小限とすること及び犯罪防止効果とプライバシーへの配慮のためにカメラの設置を示す表示について規定しております。また、第6条から第8条では、画像データの機密保持とその取扱い、目的外利用の制限と例外的に情報を提供する場合の手続について、第9条では、カメラを設置する施設が指定管理施設となっている場合の取扱いについて、第10条、11条では、定期的な点検等の実施と撤去時の取扱いと苦情への対応について規定しております。

なお、詳細につきましては市のホームページでも掲載しておりますので、御覧をいただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

美濃市の例規集の防犯カメラ設置及び管理運用に関する資料も見せていただきました。

それで、令和4年3月の定例会の一般質問で、このときの総務部長の答弁は、防犯カメラは犯罪等の抑止と行方不明者の捜査、交通事故防止のため主に主要道路に設置予定とされておりますが、この例規集の別表というのがあるんですが、別表では、道路上にはまだカメラが設置されていない状況になっているというふうに思います。別表第3条関係でこんな場所に置くんだよというのが10か所ですかね。基本的には施設内というか周辺も含めてですけど、置かれるような形になると思いますけれど、質問の趣旨ですが、主要道路については今どようになっているのかお答えください。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、松森の交差点、大矢田市場交差点、洲原橋付近など市境に近い道路沿いの計5か所に現在設置を予定して、準備を進めております。

既に事業者と現地での候補地の確認作業などを終了しておりますが、全国的なカメラの生産の遅れによりその確保に期間を要することから、設置は夏頃になると見込んでおります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

当初、3月の定例会の中では、このカメラを設置するに当たって周辺住民への理解を行うというふうになっておりましたから、当然そこら辺の周辺の方々にはこういったカメラを設置するからということで個人情報保護法を遵守しながらやっていくと、このようなことは周知されるようにぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして最後の質問ですが、この記録の条例、要綱を見ますと、このデータの取扱いが1か月、こういうふうになっております。これはちょっと短いんじゃないかなという思いはあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） ただいまの防犯カメラの記録の保存期間についてお答えをいたします。

防犯カメラの画像データにつきましては、通行する住民の様子や車両など特定の個人に関する様々な情報が含まれているため、必要以上に保存していくことは個人情報保護の観点から適切ではないと考えております。

保存期間につきましては、同様の措置を講じている県内市町村の状況から見るとおおむね1か月以内となっておりますので、本市においても1か月以内が適切と考え、要綱に定めたものでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

ただ、この1か月間というのは、通常の施設とかそういったものに対する保存期間が、よそのところも道路上も1か月というふうになっているかもしれませんが、道路上における防犯カメラの保存期間を、1か月ということでもう少し長くしたほうがいいんじゃないかなというふうには私は思っているんですが、要するに、犯罪防止のためにそれをもしも使うんであったら、1か月の間でそういったことが活用できるかどうかということにはちょっと疑問に思うものですから、またそのことも踏まえて、保存期間も含めてぜひ最上の条例にならないのかなというふうな思いがしております。これは私の思いですから、現在のこの条例について反対するわけでもありませんが、そんなことも必要じゃないかなというふうな思いはしておりますので、ぜひお酌み取りください。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

私は、一問一答形式で2点について一般質問を行います。

1つ目は、太陽光発電事業についてです。

2つ目は、ちょっと長ったらしいタイトルになりますが、新次元の地方分散による地域活性化プロジェクト事業における移住施策について、この2点であります。

それでは、最初1点目から入ります。

1点目、太陽光発電事業について。

令和2年3月議会で一般質問をしてから、ちょうど2年が経過しました。その間の世界や日本の社会情勢は、新型コロナウイルスの蔓延、ロシアによるウクライナ侵攻、著しい気候変動など、世界の全ての人々をその渦に巻き込みながら現在も変貌し続けております。政治・経済・文化におけるコロナ後の日本をどのように再生していくのかについては、新しい視点で将来を見据えたかじ取りが求められています。

こうした世界的規模の環境変化の状況を背景に、美濃市は令和4年度4月から、「市民と共に創るまち」を基本理念に置き、第6次総合計画をスタートさせました。基本目標④の安心・安全なまちづくりにおいて、災害の大規模化や都市インフラの老朽化、人口減少、少子高齢化等に対して住環境や社会基盤の充実を図り、市民にとって快適に暮らし続けたいと思える環境をつくるとしています。

それを受けて、基本計画40に環境保全の推進、42では治山治水対策の推進で、具体的な内

容を事業として知ることができます。取組内容として、環境保全の公害の監視、生活環境への取組、基盤整備防災対策の促進、長良川中上流域における治水対策の促進などが上げられています。

最近では、美濃市に限らず、耕作地や林道を抜ける道路脇や山間地では太陽光パネルがまぶしく光り、中には山がパネルで覆われてしまっているほどの広さで設置されている光景を目にすることもあります。

近くでも、いつの間にか畑が太陽光パネルに姿を変えていることも珍しくなくなりました。疲弊した地球環境を見直すために、安価で信頼できる持続可能なエネルギー確保を目指し、世界が施策を模索しています。美濃市も例外ではなく、SDGs、カーボンニュートラル、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進のための協議会を立ち上げ着手しました。

あちこちで見られる持続可能な太陽光発電は、まさしくSDGsの目標に近づく価値あるエネルギー源と言えます。今後、クリーンで入手可能な太陽光エネルギーとどのように向き合っていけばよいのかを考えるために、前回に続き太陽光発電事業についての質問を行います。

その1つ目、令和2年の答弁の後、農地転用における発電施設設置事業から大して時は経過していませんが、太陽光発電事業について住宅の新しく新築する予定の若い世代の間では、そこそこに話題になっております。

北海道胆振地震では、全域の停電、ブラックアウトが起きて、大きな問題になりました。このとき、風力、石炭火力、水力発電所の全てが停止状態になり、スマホの充電すらできず、電気が使えないことでいかに苦しい生活を強いられるかメディアでも大々的に取り上げられ、電気に頼る私たちの日常生活と防災意識について、子育て中の若者世代は厳しくそれを受け止めています。

また、地球温暖化に関わるCO₂削減、カーボンニュートラルについては、日本だけではなく世界の国々がパリ協定で国際的な共通目標を立てました。日本は、2030年には2013年度比で46%の削減、2050年には完全なカーボンニュートラルを実現する。つまり、100%自然エネルギーで賄う社会を目指すとしています。

そこで、2年前のデータ以後、どのような推移があったのでしょうか。令和元年度から令和3年度までの農地転用における太陽光発電施設設置事業の申請件数と、設置面積の年度ごとの推移、また太陽光発電施設設置を目的とする山林伐採の届出件数と面積の年度ごとの推移はどのようなか答弁をお願いします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの永田議員の御質問にお答えいたします。

太陽光発電施設設置事業に関連する農地転用の申請件数ということでお話をさせていただきたいと思いますが、申請件数と面積につきましては、令和元年度は30件で約4.1ヘクタール、令和2年度は19件で約2ヘクタール、令和3年度は3件で約0.4ヘクタールでございます。

また、太陽光発電施設設置を目的とする山林伐採の届出件数と面積は、令和元年度は11件で約1.6ヘクタール、令和2年度は7件で約0.8ヘクタール、令和3年度には届出はありませんでした。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） やっぱり数値はもっと増加しているというふうに思いたかったんですが、コロナというこの3年間は、そんな流れの中で経過してきていますので、多くはないと思いつつも、それでもそれなりに開発はあったんだなということがこれで分かりました。

2012年7月に開始されたFIT制度という制度があるんですが、これは一般家庭や事業者が発電した電気を電力会社が買い取ることを国が約束する制度でした。それがちょうど10年目の今年で終了するという事とか、買取価格が年々低価格になっていることなどが背景にあって、伸びなかったのではないかとということも考えられます。太陽光発電施設設置事業、その事業者にとっては、コロナを背景にコストの値上がりとか、事業実態が安定しなかったことなどの影響が出ているのではないかと思います。

しかし、2050年のカーボンニュートラルの実現のために、必ず太陽光発電は推進されていくと、このように確信しております。

2つ目の質問です。

令和4年度の太陽光発電事業関連の固定資産税収入額はどのようかについて、答弁を願います。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、2点目の御質問の令和4年度の太陽光発電事業関連の固定資産税収入額について、お答えをさせていただきます。

令和4年1月1日現在、償却資産として申告があったものの中で、太陽光パネル、太陽光パネルを載せる架台、パワーコンディショナー、その他太陽光パネルと一体的に整備されるフェンスなど、太陽光発電事業に関連する固定資産税相当額は、202人で計3,379万2,704円となっております。

平成30年度以降、一定要件を満たす場合は固定資産税の軽減措置が行われており、令和4年度分では計8人で190万円ほどが減収見込みとなっておりますが、これらの減収分については国費が補填されることとなっております。

なお、家庭用の太陽光発電については、10キロワット未満の設備で自家用もしくは余剰売電のみであれば非課税となりますが、10キロワットを超える設備または規模に関わらず全量を売電しておれば、事業用とみなされ課税対象となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 前回は、平成31年度償却資産として申告があった個人・法人の中で、太陽光発電に関する品目を抽出して138件の該当、さらに金額にして2,680万3,191円の固定

資産税の収入額でした。さて、今回は、先ほど答弁いただきましたように令和4年度分に限定して、1年度分に限って答弁いただきましたが、やはりここでは申請件数といえますか、対象件数も約100件近く増えておりますし、それから税額についても、やはり増えております。

固定資産の対象というのは、本体のパネル（モジュール）はもちろんのこと、直流から交流に変えるパワーコンディショナー、屋根や地面に固定するために用いる構造体の架台、これが発電設備としての対象物であることが資源エネルギー庁のガイドラインに示されています。さらに、囲いとしてのフェンスまでが含まれることが分かりました。全て償却資産としてみなされることも分かりました。1つ目の質問の太陽光発電施設設置事業の伸びが少ないにもかかわらず、税収は確実に増えています。今後のエネルギー施策推進に期待できそうです。

3つ目の質問です。

前回、事業者の事業実施の手続の過程で、事業者と住民のトラブルの有無とその内容について、2つのトラブルについて簡単に答弁していただきました。今回は、設置の後の年を経て、状況を踏まえての発生トラブルや問題点についての質問です。

そこで、1ヘクタール以上の森林伐採をしてしまった業者には、県の森林事務所の指導の下、追加の届出と山林復旧事業が行われたという答弁内容でした。しかし、住民の中には、樹木の苗を植樹しても元どおりになるまでには相当な年数が必要であり、その間に、例えば線状降水帯の動き次第で激甚災害でも起きようものならどうしたらいいのかと、強い不安感を抱かれる人たちがいます。しかも、高齢化はますます進み、安全な避難場所が蕨生地区などにとってははっきりした安全地帯というものがないということが問題だと言われます。指導に従って業者は対応したかどうか、それも定かではないことも指摘されました。

また、蕨生の西部に位置する八坪谷へ向かい、傾斜のある坂道を進んでいきますと、道の両側に広大なパネルの里といってもいいほどの光景が広がります。その奥には、太陽光発電の電気設備のゲートがあります。入ると、上流から蛇行して流れている谷川があり、砂防工事がされている余剰地が石もろとも見事に崩れ、管理する車の移動ができない状態になっています。山間の傾斜地に設置するパネルの安全管理の難しさを管理会社の社長から聞くことができました。ここでも木々の伐採が行われ、台風等の降雨量の増水で、下流域に住む住民の安全性が心配されます。猿によるモジュールの破壊、石を1つぽんとモジュールの上に投げただけで、これは管理上非常に問題があって、取り替えたり点検を怠らないという義務が生じる。そんなことですか、それから電線管理にも猿がかむことによって、これも絶えず注意が必要である。こんなふうに言われました。設置してしまえば、あとは別の会社に丸投げする事業者の姿勢がかすかに読み取れます。

様々な視点での事前審査がいかに重要か、一度開発で自然体系が壊されると、住民の安全性の確保は困難であります。個人と業者の関係は、当事者同士のことであって把握が不可能かもしれませんが、災害発生による被害は地域全体に関わる問題であります。

さて、ここで令和2年の答弁内容に引き続き、設置後の住民からどのような声が届いているか、安全管理上の問題は出ていないかについてお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 御質問の3点目についてお答えいたします。

現在のところ、特段意見は承っておりませんが、令和2年に県の中濃農林事務所の指導の下、森林法による林地開発となった蕨生の田之洞地区の現場において、先月、掘削土を区域外の隣の土地に置いているとの相談を受け、県の指導の下、改善された事例がございました。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 住民が一番恐れているのは、発電設備設置後、気候変動による河川の増水で発災する危険性に対する安全対策は練られているのかといった疑問なんです。直径30センチほど、長さ3から5メートルほどの材木が、ゲート近くにまとめて置かれていました。これは3年前に上流から流されてきたのだそうです。それが先ほど申しました管理・点検のための通路を削ってしまっていたのです。これは、山梨県北杜市で2015年に発災した事例とよく似ています。環境・景観・防災について、住民に十分な説明はなされてきたのか。下流に存在する民家の安全対策は練られて施設の設置がされたのか。

資源エネルギー庁は、2017年3月に太陽光発電についての事業計画策定ガイドラインを出した後、2年続けて細部にわたる改定を行っております。2018年、2019年と続くわけですが、けれども、事業は推進されても環境破壊について放置できない現状から、まさしく先ほど言いましたが直近の2019年4月の改定で、さらに詳しい内容を示しております。

こんな現状があるわけなんです、最後の4つ目の質問に入ります。

太陽光発電事業を巡るトラブルというのは、全国的に後を絶ちません。極端な例では、南知多の例です。中日新聞に載った最近の事例なんです、正確な規模が把握できずに住民は樹木の伐採による大雨の際に土砂崩れなどを心配しているということが結論なんです、どうということであったかという、これは計画の全容が示されないまま1か月半で山林の樹木が一気に伐採されてしまった。事業者は、法律や条例に従っているというものの、必要な届出がしていない。基準面積は小分けして、基準以下だと主張する。先に建設工事を進め、既成事実化しておいて設置にこぎ着ける悪い事業者の例であります。

国は、環境省をはじめエネルギー省、経済産業省などの複数の関連省が法令で方向を示しております。しかし、これまでに開発が進んでいる地方の実態というのは、設置開発事業者の都合のよい解釈によって進められ、住民とのトラブルが今も発生しているのが現状です。その内容も様々であります。設置が終了すれば、いつの間にか開発業者の存在すら不確かな実例もあるのです。

美濃市では、環境保全に関する条例美濃市例規集（岐阜県）というのがありまして、細部にまで踏み込んだ部分もありますが、太陽光発電施設設置は一度開発して設置されると、原形に戻すには長い時間を必要とします。市長の同意を得られれば、その先工事は進められて

いき、環境保全を守っているかどうか不明です。今回、トラブルの事例を示していただきましたが、その失敗を二度と繰り返さないために、太陽光設置に関する条例を制定することが急務だと言われております。太陽光発電施設設置事業について、有権者は、市町村レベルでの条例制定などの体制づくりの必要性を指摘しております。そして、私のところにも蔵生地区の住民の声も届いております。

質問は、再生可能エネルギー発電事業の円滑、確実な実施に関する視点と、世界の遺産を3つ持つ美濃市の環境、防災、景観保持の観点から条例策定の実施が急がれるが、その考えはあるのかという質問であります。答弁願います。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 御質問の4点目についてお答えいたします。

令和2年3月議会でお答えしたとき以来、太陽光発電施設について特に心配であるとの御意見は伺っておりません。事業者への指導につきましては、引き続き太陽光施設の設置のガイドラインを管轄します中部経済産業局や岐阜県及び市が連携して指導を行っております。

なお、施設の設置に際しましては、森林計画区域にあっては森林法に基づく伐採届等の段階で、農地にあっては農振法に基づく農用地区域除外の申出や、農地法に基づく許可申請の段階で把握できますし、造成が伴う場合には美濃市環境保全条例に基づく同意を要するなど、各種法令等にて対応を把握しておりますので、太陽光発電施設についてのみの条例の制定は、現在のところ必要ないものと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 一昨年でしたか、災害のリスクシナリオも作成されております。美濃市では。それから、それに伴ったハザードマップの見直しも行われました。私たちの地域でも、これまでイエローゾーンだったものがレッドゾーンに変わったというところもあります。それから、避難場所も明らかにこれは土砂災害を憂慮して、全く別の平地に変えられたという、そんなところも私たちの近くにはあります。市内どこを見ても似たような部分で見直しがなされたと思われませんが、それでも、そこまで用意をしておいても災害は想定外で発生するものです。

太陽光発電施設設置事業というのは、開発業者が選定した場所、特に荒れた中山間地で高齢化した所有者を相手に交渉し、事業を進めるケースが多いです。所有の境界線もはっきりしない場所は、再生可能エネルギーとしての土地利用に最適であります。美濃市の例規と関連づけて解釈していけば、確かに歯止めにはなるでしょう。そして、今参事がおっしゃってくださった森林法、農地法、環境保全法、いろんな法令があるわけなんですけれども、けれども、太陽光パネル施設設置についてのものは、そうしたものを連携させながら、関連づけながらやればそれで十分という今のお考えを答弁の中で示していただきましたが、しかし、この事業は特化して見ていかないと手遅れになってしまうという現実が全国各地で起きているわけなんです。あそこの関連、ここの関連とやっている間が付け込まれてできてしまう

ということになると、下手すれば山が荒らされ、これはもう本来の目的からずれてしまった副作用が起きてくるわけです。抜け道がかなりいろいろあるわけです。

ここで私が協調したいことは、1人では対応できない問題、そういったことがあまりにも多くあるということです。これは全国でこれまで、今も発生している事例から学ばねば、多分同じ過ちをこれからも、このすばらしい美濃市の自然を壊されてしまうという、そういう過ちを繰り返すのではないか。これが心配であります。

そこで、ちょっと調べてみましたら、平成21年につくられた美濃市の景観計画というのがあるんですね。これを見てみますと、景観保全についての行為の制限が非常に詳しいところまで述べられ、色刷りの、今手元にあっても見劣りしないすばらしいものが策定されたわけです。けれど、それが13年前とは今は状況が大きく変化してきておるんですね。だから、気候変動をはじめ少子高齢社会、人口減少が予想より速い速度で進行しているのが、この美濃市の現状であります。

ですから、防災という視点から条例策定の必要性をここで再度強く申し上げて、この質問を終わります。

続いて、2点目に移ります。

2点目は、先ほど長いタイトルで申し上げました、新次元の地方分散による地域活性化プロジェクト事業における移住施策についてというものであります。

全員協議会において説明を受けた移住者の増加を図るこの事業というのは、地方創生推進交付金（事業費の2分の1）400万円を活用して、令和5年1月頃にはホームページでも運用を図る事業計画として出されました。

新ホームページの運用をスタートさせるまでには、関係者間での調整や今のホームページの改修、物件調査を開始するなど、課題に向けた対応が上げられています。この業務の委託先は、これまでに続きNPO法人美濃のすまいづくりが課題解決に向けて対応していく運びとなっています。

かつて美濃市への移住・定住関連情報や案内を当法人から説明を受けたことがあります。既にその時点でも、今回の内容に関連した情報もありました。今回は情報を写真のみにとどめず、家の間取り、改修費試算まで詳細に広報し、希望者の願いに沿えるように、さらに詳しく発信することで移住希望者の関心を高め、移住、そしてやがては定住につなげる事業として出されてきました。

国による地方創生推進事業は、コロナ禍を経ることによって地域の特色や状況を踏まえた主体的・自主的な取組が基本方針で示されております。美濃市が兼ねてより目標とする訪れたい、住み続けたいと思えるようなまちや地域づくりの創生をさらに推し進める一環としての成果が求められています。

今回、総合政策課から出されました事業は、デジタル化によるIT活用の推進にも当てはまる内容であり、その利便性が市民と移住希望者の対応ツールとして将来的にも大いに活用されることにも期待したいです。示された内容、特に物件調査では、地域の特色や状況に詳

しい市民の主体的、自主的な参加が情報の拡大にもつながると思います。そこで、こうした捉え方を基にして確実な成果を得るために、次のことについて質問します。

1つ目です。

担当課の情報から、これまでに多くの希望者が来ていると知らされました。水と緑の豊かな自然に恵まれた地域は、注目度が高いようです。基幹道路の県道を挟み、板取川の流れて沿って上流に進めば、県道から程よい距離間で山里が展開しています。特に、上牧・下牧地区は和紙の里の呼称そのもので、南部に住んでいる私たち市民にも、住んでみたいなあと、そんな思いに駆られる地域であります。移住する計画を持たなくても、自動車道のインターは近い、その周辺部にはショッピングセンター、病院、学校等の公共施設等があり、さらに清流に導かれて奥に進めば、人は、住みやすい地域・住んでみたい地域として印象づけられると思います。

美濃市北部に居住する市民からは、遠く離れた都会や中には日本になじみのある海外の人も訪ねてこられる話を聞いています。中部圏では、定年退職後の生活を本拠地からさほど遠くない美濃市を選び、情報を求めてやってこられることもあると聞きます。

さて、この10年で移住に至った件数、世代、出身地の統計の詳細はどのようなかについてお尋ねします。答弁願います。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 御質問の1点目、移住に至った件数、世代、出身地についてお答えいたします。

平成24年度から令和3年度までの世帯主の年代と件数につきましては、20代が47件、30代が59件、40代が19件、50代が6件、60代が4件、70代以上が5件で、合計140件、289人となっております。

また、出身地は、岐阜県が80件、愛知県が27件、三重県が4件、関東地方20件、関西地方2件、その他7件となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁から、これまでの10年間、移住目的で美濃市を訪れた人はかなりいらっしやったということが分かりました。しかも、20代から30代が多くて、もしもそのまま定住されていたら、人口減少に歯止めがかかっていたかもしれません。ざっと平均しますと、年間14.2件、人数は28.9、約29人と言えますが、かなりの数であります。

そこで、これは再質問になるか、追加質問の区別がしていなかったら申し訳ありません。移住というのは、読んで字のごとく移り住むということです。そこで、今答弁の中にありました移住者の多い年齢層で、上位1位と2位はどこのところが一番多かったんでしょうかね。もう一遍ちょっと確認の意味で教えてください。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、1位が30代で59件、2位が20代で47件となっております。

[6番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） すみません。ありがとうございました。確認がちょっとおかしくなっておりました。ありがとうございました。何回も申し訳ないです。

やはり30代というのは、子供も幼いながら、まだ今動くことも可能なそんな未知数を含めて、希望を託した感じで動かれる意思が盛り上がってくるのかなあとというふうに想像しますが、しかし、この人たちのニーズにどうやって応えられるか。

美濃市は、パンフレットを見せていただいたんですけど、非常に丁寧に、こちらにもし移住されればというようなことで、そのウオーミングアップと申しますか、古田薫邸の例も教えていただきまして、一遍ちょっと3年間住んでみませんかというようなパンフレットもありました。非常にその辺は丁寧なお迎えの仕方を示されているということで、私はちょっと大いに期待をしたいところであります。

続いて、2つ目の質問です。

すまいづくりの資料から、空き家は登録制によって賃貸か売却かホームページで知らされてきました。これまでの実態調査と分析から、移住希望者の希望内容とか登録者の情報提供の内容などの関連で、移住には至らなかった理由も様々かと推察します。そこで、美濃市を訪れたんだが移住に至らなかった理由というのは何か、答弁を求めます。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） お答えいたします。

移住を希望される方には様々な理由があり、相談に訪れています。そのような方々を空き家の貸手とつなげる業務をNPO法人美濃のすまいづくりに委託しているところでございます。

移住希望者と空き家所有者とのマッチングしなかった主な理由といたしましては、そのまま居住できる空き家が少なく、老朽化が進んでおり修理に多額の費用がかかる。家財が残っており処分に困る。古民家を希望したが、近代的な家であるといった意見がございました。

[6番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） やはり、その理由をお尋ねするといろいろあるんですけども、移住者のニーズに全て応えられるというわけではない。しかも、それでもやっぱり美濃市に来て、そのお話をキャッチできる、情報を収集できるということについては、大変有意義なことであると思っております。

希望者が何を求めているのか、ここで今の理由から掘り起こして見直してみることも、既にこれはやっていらっしゃるに違いないと思うんですが、時の経過とともに希望の内容も変化していきますので、柔軟な、そして臨機応変な対応の検討を要望いたします。

質問の3つ目です。

今回は、建築業者との連携、サテライトオフィスを活用した移住体験モデルの構築、空き家マッチング機能の構築が概要に述べてあります。

希望者は若い世代もあれば、退職後の静かな生活を求め、美濃市を移住・定住地に選択される高齢のケースも予想されます。若い世代は、美濃市を知る手段としてITを活用し検討されることが多いとは思いますが。一方、2025年、団塊の世代が後期高齢期を前に都会から離れて豊かな自然に囲まれた田舎暮らしを求められる場合もあります。市内には高齢者施設も幾つかあり、定住される可能性もないとは言えません。

そこで、ITを使えない（ホームページを見ることができない）高齢の方を対象にした施策を用意しているかお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） お答えいたします。

移住希望者には、現役世代や子育て世代といった若い世代のみならず、退職後の定住先として本市への移住を希望する方も想定されます。NPO法人への委託事業では、これまでもホームページを見ることができない高齢の方を対象に、電話や面談による相談対応を行っております。また、本市は移住相談のNPO法人ふるさと回帰支援センターの会員となっており、東京・大阪における移住窓口の機能を持たせております。

今年度の事業では、空き家の状態調査を実施し、ホームページの掲載情報を充実することを予定しておりますが、調査によって得られた空き家の情報は、ホームページのみならず、電話や面談による相談対応においても丁寧に伝えていくことも予定しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 全部希望者の年代別に合わせた多様な案内を、美濃市は行っているということで、ただただ一人でも多くの方に来ていただきたい願いを、より一層今の答弁から強く抱きました。

希望者の人数は決して多くないかもしれませんが、場合によっては、長年の仕事から解放されて悠々自適な暮らしを求め、豊かな自然の中で余生を送りたいと願う団塊世代なら、経済的にも安定し、美濃市に住んでよかったと思われるかもしれません。定住に至る確率も高いように思います。人の動きをつくる上でも一役買ってもらえる可能性もあり、人が人を呼ぶ、そうした流れにつながることを期待できます。そのためには、親切丁寧な施策の用意があっても決して無駄ではないと言えます。今いろんなことを、お話を聞きまして安心しました。

さて、4つ目の質問です。

地方創生事業としての本事業は、その関連省庁との連携が方針に明記されておりまして、美濃市においても移住決定の条件として、住まいの情報以外にも住み続けるための関連情報を分かりやすく迅速に対応できる体制整備についての考えはあるのか。例えば、これは税金の内容ですとか、子育てについての情報ですとか、社会保障体制とか教育環境等についてな

んですが、お答えお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） お答えいたします。

現在のNPO法人のホームページは空き家の紹介が中心となっており、移住後の美濃市における暮らしのイメージを移住希望者に伝え切れていないことが課題となっております。

このため、本事業では、ホームページの改修を行い、空き家の紹介に加え、保育園や学校教育などといった子育ての環境に関する情報や、実際に移住された方のインタビュー、さらには補助金等といった移住に関する支援策などを掲載することで、美濃市への移住を検討している方々が必要としている情報を一体的に発信する予定です。また、これらの情報発信は、庁内関係課が連携し迅速に行ってまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） よく分かりました。

そこで、5つ目の質問に入ります。

NPO法人すまいづくりの業務というのは、意思決定までのお手伝い、その後は当事者間、あるいは仲介役の不動産屋が相談に乗るとあります。不動産屋との折衝いかんによって、せっかく来てその気になっていたんだけど、途中で諦める人も多くはないかもしれませんが、中にはあるかと思えます。委託された法人は、登録と情報発信の業務以外に受皿としての機能を持たせる考え、それはありますか。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） お答えいたします。

これまでにNPO法人では、登録と情報発信以外にも多くの業務を実施してまいりました。例えば、移住を検討する方に美濃市での暮らしを体験していただくために、空き家を活用したお試し移住体験事業を実施しました。また、移住予定者が安心して美濃市に移住できるように、移住予定者と移住者との交流会も開催しました。さらに、移住者が地域での生活になじめるように、移住者、県の移住コーディネーター、地域住民との座談会を開催しました。

しかしながら、これだけの取組にも関わらず、移住者の増加やその後の定住に結びついていない状況でございます。このため、本事業では、これまでの事業を通じて得られた課題も踏まえながら、先ほど申しあげましたホームページの改修のほか、市内の空き家の掘り起こしや空き家状態のデータベース化などを実施することで、より移住希望者のニーズに沿った事業を展開していくことを予定しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 先ほども参事の答弁の中にありましたように、体験ということとか、それから予定者というのと既に移住されてきた方との対談とか、非常にただITの情報だけに限らないで、実際の生の声で交流をするテーブルも用意して迎えてこられたということに

は大変感動いたしました。私たちは、やっぱり直接自分が動かない人間である以上、大事な部分を置き忘れて見てきたなというふうに反省いたします。

条件が妥当でなかったから移住を諦めたという結果になる前に、相手側の条件に対する対応の視野を広げて見直す、こういうことですね。希望者の信頼度は、経済面、就業の安定などいろいろな側面から計られます。世代が若くなれば、慎重な対応が必要かもしれません。この人、本当に経済的に大丈夫かなど。移住は希望しているんだけど、今後はいいのだろうか。こんなようなことが、やっぱり迎え入れる側としては心配の条件になってしまいます。

でも、その時点で確実な条件をクリアしていても、やっぱり人間ですから途中で状況の変化がありまして、往々にしてやむを得ないなど、諦めざるを得ない結果になってしまったということもないとは言えないでしょう。美濃市を希望してやってきたが、ハードルが高過ぎて無理だから移住は諦めたといった声も少し聞いたことがあります。こうしたことには猶予期間を設けるなどして、柔軟な対応もこれからは少しは必要かなというふうに思います。特に、コロナ禍の後では経済的安定を求めるのがなかなか難しいことかなど、そんなふうに思います。

最後の質問です。

地域の住民は、その地域に精通して、土地の状況、あるいは特色ある情報も多く持っています。美濃市民としての情報、または純粋な仲介の登録制度も組み入れ、情報発信につなげれば、空き家の有無や具体的な状況などの情報の詳細を入手しやすくなるのではないかと思います。これは、美濃市の市民力を生かして、地域に眠る情報提供ですとか、その案内役など、移住者を迎える工夫について、こうした考えについてはどのように考えられておりますか、答弁願います。

○議長（古田秀文君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） お答えいたします。

本市では、移住希望者がいるにもかかわらず、適切な空き家が見つからないという実態があったことから、平成28年度にNPO法人において、地域の実情に精通している移住・定住支援員を各地域に指名し、空き家の早期発見・発掘、売買・賃貸につなげる相談業務をお願いしました。しかし、空き家所有者との調整等におきまして支援員が十分に機能しなかったことから、当初の見込みどおりの成果を得ることができず、この制度は廃止となっております。

しかしながら、移住者の不安を解消するために、地域の方が移住者を温かい気持ちで迎える心は大事であります。このため、市では、本事業を通じて、先ほど申し上げましたとおり移住者の希望に寄り添った施策を展開してまいります。議員をはじめ多くの市民の皆様にも率先して移住者を迎えていただく機運が高まることを期待しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今回、1つ目から6つ目まで非常に細かな美濃市の現状を参事から教えていただきました。美濃市のすまいづくりの補佐役として主体的に取り組むという、そうした地域の人々の存在も既にもう設定しながら、一度は立ち消えた状態であるとおっしゃいましたけれども、これから情報を市民も行政も、そして希望を持ってやってきた移住希望者たちも、それがうまく話し合いを進め深めていくことによって、そして原体験を教えていただいたり、仮の住まいで少しだけ住んでみてお試しをしてみるとか、そんなようなことで、その中で生まれた希望者の思いや困り事などを受け止める、可能な範囲でこんな活動も用意している。そうした関係プレーがこれからの信頼関係を築いて、美濃市に行けばとてもすばらしい生活を築くことができるなんて夢につながるような移住対策を、これから担当課をはじめ、私たち市民も一つの目標で進めていければなあということを願って、今回の質問を終わります。

○議長（古田秀文君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から6月22日までの6日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から6月22日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（古田秀文君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月23日は、午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時56分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月16日

美濃市議会議長 古 田 秀 文

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

令和 4 年 6 月 23 日

令和 4 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 6 月 23 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議第 38 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
 - 第 3 議第 39 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 4 議第 40 号 美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

第 1 から第 4 までの各事件

(追加日程)

- 議第 41 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 議第 42 号 工事請負契約の変更契約の締結について
 - 議第 43 号 工事請負契約の変更契約の締結について
-

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	武 井 由 典 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君

総務課長・
選挙管理委員会
事務局長
後藤 尋 明 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 柴 田 勝 己 議会事務局次長 佐 藤 和 仁
議会事務局
議事調査係長 内 藤 佳 奈 子

開議の宣告

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適時お脱ぎください。

開議 午前10時02分

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。

第2 議第38号から第4 議第40号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 日程第2、議第38号から日程第4、議第40号までの3案件を一括して議題といたします。

これら3案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月20日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

議第38号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（古田秀文君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月21日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第38号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第39号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係

職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第40号 美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田秀文君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第38号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第38号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第41号、議第42号及び議第43号の3案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第41号から議第43号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 議第41号、議第42号及び議第43号の3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第41号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第41号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業実施のほか、当面する課題に対応するため追加補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ5の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,483万3,000円を増額し、補正後の予算の総額を102億6,169万1,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、4ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は483万3,000円を増額し、11億4,438万7,000円とするもので、内訳は、市内河川におけるごみの放置抑止と河川環境の維持を図る河川美化関係経費483万3,000円で、財源は国県支出金241万6,000円、一般財源241万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

7款 商工費は7,000万円を増額し、5億5,363万6,000円とするもので、内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少した料理店等を支援する会食応援事業2,000万円、コロナ禍において物価高騰に苦しむ家計を助けるため食料品や日用品を配布する物価高騰対策家計応援事業5,000万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金の国県支出金5,864万4,000円、一般財源が1,135万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、今回の補正総額は7,483万3,000円の増額で、財源は国県支出金6,106万円、一般財源が1,377万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

5ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。以上で議第41号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古田秀文君） 次に、議第42号及び議第43号について、教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第42号及び議第43号の工事請負契約の変更契約について御説明申し上げます。最初に議第42号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

赤スタンプ5、議案集の7ページをお開きください。

令和3年第3回美濃市議会定例会において議決を得ました美濃市新学校給食センター建設に伴う主体工事の請負契約について、変更契約の締結が必要となりましたので、6月20日付で新東・高瀬特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容につきまして、変更前契約金額4億8,950万円を、5億3,504万6,600円と、4,554万6,600円増額するものでございます。

契約の相手方は、新東・高瀬特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、関市東新町4丁目99番地2、株式会社新東建設、代表取締役 加藤照彦、構成員は、美濃市松森1034番地4、高瀬建設株式会社、代表取締役 高瀬寿一でございます。

続きまして、議第43号 工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたしますので、議案集の8ページを御覧ください。

本議案につきましても、令和3年第3回美濃市議会定例会において議決を得ました美濃市新学校給食センター建設に伴う機械設備工事の請負契約について変更契約の締結が必要となりましたので、6月20日付で朝日・後藤特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしました。

つきましては、議第42号と同様に、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容につきまして、変更前契約金額2億9,865万円を、3億291万5,800円と、426万5,800円増額するものでございます。

契約の相手方は、朝日・後藤特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、岐阜市早田栄町4丁目28番地、朝日設備工業株式会社、代表取締役 渡邊直哉、構成員は、美濃市蕨生3173番地6、後藤水道株式会社、代表取締役 後藤毅でございます。

以上で議第42号及び第43号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古田秀文君） 以上で3案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。
これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質疑を行います。

新学校給食センター建設に係る変更契約につきまして、議第42号と議第43号が出されました。

ここにおきましては、主体工事におきまして、契約変更額が約4,500万円増額、また、機械設備工事等では約400万円増額いたしました。

そこで、3点お聞きいたします。

1点目、必要により変更してきた変更内容箇所は、主なものは何か所か。

2点目、変更しなければならなかった理由はどのようなか。

3点目、主な変更箇所の金額はどのようなか、以上3点、お伺いいたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） ただいま須田議員から御質問のありました点についてお答えをさせていただきます。

議第42号に関わる部分、第43号に関わる部分、それぞれで御回答させていただきます。

まず第42号に関わる変更箇所は、主な箇所として4か所あります。理由と金額と併せて御回答させていただきます。

まず1点目につきましては、西側管理用通路の幅の変更、それに伴う東側擁壁の変更、建物構造の変更になります。理由といたしましては、この建物管理や厨房機器の更新、それから災害時の大型車両の乗り入れをしやすくするなどの搬入スペースなどの作業スペースの確保が目的でありまして、それに関連した工事内容となっております。額としましては、2,872万6,400円になります。

2点目につきましては、隣地農業用水路側溝修繕、蓋取替え及び舗装となります。これにつきましては、地元の要望を受け、側溝の部分的な取替え、修繕、蓋の取替えをし、舗装を追加しております。費用につきましては、596万100円となっております。

3点目につきましては、敷地周辺整備工事になります。こちらは、擁壁下側の民地との間の土間コンクリートを覆って、雑草が生えないようにして、敷地の維持管理ができるように

変更いたしました。費用としましては、307万8,900円です。

4点目につきましては、東側隣接地の駐車場整備でございます。内容といたしましては、現在、現場事務所で現場ヤードとして使っている隣地を整地して、砕石を移設し、駐車場とする変更としております。金額につきましては、261万5,000円となっております。

続きまして、議第43号に関する変更箇所です。全部で3か所ございます。

1点目につきましては、屋上給排気ファン架台取付けです。屋上の給排気機のドレンの流し方について、屋上の屋根に直接流す方法が取られていましたが、維持管理の面でドレンを設置いたしました。費用につきましては、180万円でございます。

架台の説明ですけれども、訂正をさせていただきます。

1点目につきましては、屋上給排気ファン架台取付けです。これは屋上機器のファンを取り付ける際に鉄骨架台を追加して維持管理をできるようにいたしました。これについては180万円です。

2点目につきましては、屋上機器ドレン配管追加でございます。今、説明をさせていただきましたが、屋上に水がそのまま流れないようにドレン配管をいたしまして、維持管理ができるように追加をいたしました。金額は140万円です。

3点目につきましては、衛生器具の変更でございます。手洗い場につきましては、衛生管理上、手の肘とかそういったところまできっちり洗えることが必要でございますので、その手洗いについて、容易にできるような深いものに変更いたしました。金額につきましては、106万5,800円でございます。

以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は、議第42号の工事請負契約の変更契約の締結についての内容について質問いたします。

先ほど、須田議員のほうから変更箇所の質問がされ、御答弁されましたもので、その点については、私は重複を避けるため、変更箇所と金額については質問は控えさせていただきたいと思っております。

私は、2点を、変更箇所と金額と、あともう1点を、なぜ今の段階でこれだけの金額の変更がされたのか、この2点について質問しようと思ったわけですが、最後の1点だけに絞って質問させていただきます。

新学校給食センターは、本当に市民が待ち望んだ給食センターということで、美濃市についても、やっとうこういことができるのかということで、大きな期待を受けて、そして前野に今もうじき完成ということでお聞きしますが、こぎ着けたわけですが、9月からの稼働

に向けて、今6月中旬ですよ、この段階で、最後の契約変更、設計変更のような形になるんですが、なぜだつてこんな、少し疑問に思うもんですから、質問いたします。

本来、教育委員会が主管で進めるわけですが、当然、教育委員会そのものがこの建設の専門的な知識をお持ちであるわけではないもんですから、これは当然、市として総力を挙げて、この新学校給食センターの建設については、当然、当たられたものだと、このように思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） ただいま服部議員から御質問いただきました点についてお答えをさせていただきます。

この給食センターの建設に際しましては、教育委員会、そして都市整備課、それから委託先の企業3者で必要に応じて協議をしながら、変更等の場合については協議をしながら進めてまいりました。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 通常これだけの大きな事業を、3者で定期的に協議を重ねられ、設計も含めて進行されてきたということになれば、今の段階でここまで大きな、5,000万近くですかね、変更がされるというのは、どうしても解せないという感じがしています。変更の内容を伺っても、地元住民との関係とか、それから当然、当初から給食センターを維持していくための管理用通路の関係とか何かは、当然、当初の設計段階からこれはのせなきゃいけないという形になっているというふうに思って、私はこの今日頂いた資料を見ながら、そんな感じがしております。

いずれにしても、今この段階で教育委員会への質問は、この点を質問しても、教育委員会としても対応できないというふうには思っておりますもので、ぜひ、これは要望なんです、本当に今後、美濃市においても大きな建築物とか何か解体も含めて出てくると思いますが、担当部署だけではなくて、もっと緊密にその必要性とか費用も含めて、1つの担当部署だけではなくて、都市整備課とか建設のほうの関係も含めて、ぜひ連携を密にしてやっていただきたい、このように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古田秀文君） 通告による質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 私は、議第42号、43号、工事請負契約の変更契約の締結についての反対討論を行います。

教育委員会、教育総務課から出されました新学校給食センター建設に係る変更契約についてなんですが、建設を進めてきた中で、必要によって生じた変更について、工期の終わる段階において精算ができたから、それに基づき契約を変更するものとして、主体工事変更額面4,554万7,000円、さらに機械設備工事として426万6,000円が出されました。それに対する反対討論であります。

理由は以下のとおりです。

1つ目、この示された変更内容というのは、やはり当初において、設計計画の段階で十分に計画され着工すべきものであると。なぜなら、非常に多額の変更額面であるからです。委託した設計業者と現場確認を重ねて、綿密な検討を重ねた上での変更だったのか。仮に途中で変更の必要性が生じたのなら、その都度、やはりこれは議会にて説明を行い、そして議会に諮るべきだと。これが1つ目の反対理由であります。

2つ目、厳しい財源状況にあるこの美濃市の現状であります。高額の財源を伴う変更内容については、関係者がどのようにいつ頃検討され進められてきたのか。これが、議員の私どもにとっては説明が十分とは言えずに、十分な理解はし難い。

3つ目です。今回の変更契約の締結について、民生教育常任委員会の後の、今朝行われた全員協議会でも、提案される議案の扱い方にやや疑問を覚えます。というのは、それに伴った資料も、この短い時間で、しかも資料のなかなか専門的な部分で理解し難い部分もあるために、もう少し前もって、時間の余裕を持って用意をされたい。そんなことが、我々は市民への説明責任を負う議員としては、これは看過できない部分であります。

以上の3つをもちまして、既に9月、センターが稼働されるという予定の中で、今さらこの時点で反対ですと申し上げてもまるっきり意味はないと思いますが、やはり責任を覚える議員の一人として、ここでどうしてもこの意思表示をしておきたいと思って、反対を表明いたします。

以上が私の反対討論であります。

○議長（古田秀文君） 通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第41号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第41号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手多数であります。よって、議第42号は原案のとおり可決いたしま

した。

次に議第43号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手多数であります。よって、議第43号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（古田秀文君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第3回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分

市長挨拶

○議長（古田秀文君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず挨拶に先立ちまして、6月19日に石川県能登地方におきまして、最大震度6弱の地震、翌日には最大震度5強の地震がありました。被災されました方々にお見舞いと、一日も早い復旧と日常生活が戻りますことをお祈り申し上げたいと思っております。

まずもって議員各位には、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、原案どおり承認・議決をいただきました。誠にありがとうございました。

開会の挨拶でも申し述べさせていただきましたけれども、今回の一般会計補正予算には、市民生活を守るために早期に実施をしていくことが求められる事業があります。直ちに着手し、市民を支援してまいりますので、引き続き御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、令和4年度もはや3か月が過ぎようとしております。その間、美濃市が大変多くマスコミに取り上げられております。新聞はもちろんでありますけれども、特にテレビでの本市の紹介、市民の取組が取り上げられることがありました。民法、NHK、地上波、BSを合わせて12本もありました。先週は1週間、「マツケンさんぽ」という番組で、美濃市内を7日間ぐらいにわたりまして紹介いただきました。その前には、「大とくさん」という番組で、古川さんという名前の方の、有名な方ということで、古川紙工が取り上げられて、本当に多くの方たちに美濃市というものを発信できました。こういったものを通じまして、美濃市に今後、多くの方が来ていただく中で活性化を図っていければなあと、こんな思いであります。

第6次総合計画の理念でもありますけれども、いよいよ本格的に取り組んでまいります。

ぜひ皆様方にも御支援・御協力を賜りたいと思っておりますし、いよいよ今月からカーボンニュートラル、DX、SDGs、こういったものの協議会も立ち上げまして、本格的に美濃市としてどうしていくのかということにつきましても、多くの方々の意見を取り入れまして、考え、やっていきたいと思っておりますので、議会のほうでも引き続き協議をしていただくなど、いろいろ御支援いただければと思っております。

終わりに当たりますけれども、これから梅雨本番、長雨、集中豪雨等々の出水期を迎えます。土砂災害、洪水災害、こんな懸念をされますけれども、職員とともに気を引き締めながら、緊張感を持って対応を整えてまいることとしております。議員各位におかれましても、暑い季節を迎え、体調を崩しやすい時期になりますので、健康には十二分に御留意され、市政発展のために、なお一層の御活躍と御協力並びに御支援をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 本定例会には、令和4年度一般会計補正予算をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月23日

美濃市議会議長 古 田 秀 文

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

署 名 議 員 須 田 盛 也

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第38号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、所管に関する事項	原案可決

令和4年6月20日

総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎

美濃市議会議長 古田秀文様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第38号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、所管に関する事項	原案可決
議第39号	令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第40号	美濃市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和4年6月21日

民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 古田秀文様